田原市公共施設等総合管理計画

令和５年３月

田原市

目 次

第１章 計画の目的 1
1 背景・目的 1
2 総合管理計画の位置付けと関連計画 1
第２章 公共施設等の現況及び将来の見通し 3
1 田原市の公共施設等の状況 3
（１）公共施設（建築物） 3
（２）インフラ系施設 8
（３）過去に行った対策の実績 10
（４）有形固定資産減価償却率の推移 11
2 田原市の人口見通し 12
3 田原市の財政状況等 13
（１）決算額の推移（歳入） 13
（２）決算額の推移（歳出） 15
（３）歳入の見込み 17
4 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み 19
5 公共施設（建築物）に係る経費の推移 20
（１）現在要している維持管理経費の推移 20
（２）更新等経費の推移 20
6 課題の整理 21
第３章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 22
1 計画期間 22
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 22
（１）取組体制 22
（２）情報管理・共有方策 23
3 現状や課題に関する基本認識 23
（１）公共施設（建築物） 23
（２）インフラ系施設 23
（３）公共施設適正化の原則 24
4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 25
（１）公共施設（建築物） 25
（２）インフラ系施設 29
（３）個別施設計画の策定方針 30
5 長寿命化対策を反映した場合の更新等に係る中長期的な経費の見込み 31
（１）耐用年数経過時に単純更新した場合の投資的経費の見込み 31
（２）長寿命化対策を反映した場合の投資的経費の見込み 31
（３）対策の効果額 31

６　ＰＤＣＡサイクルの推進方針 32
（１）公共施設（建築物）に関する計画の進行管理..... 32
（２）インフラ系施設に関する計画の進行管理..... 32
第４章　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 33
１　公共施設（建築物） 34
（１）庁舎等施設..... 34
（２）市民館等施設 35
（３）生涯学習施設 37
（４）文化施設..... 38
（５）体育施設..... 39
（６）児童福祉施設 40
（７）衛生施設..... 42
（８）保健・福祉施設..... 44
（９）産業振興施設 45
（10）観光施設 46
（11）公営住宅等施設 48
（12）消防施設 49
（13）学校教育施設 51
（14）その他施設 53
２　インフラ系施設 58
（１）道路 58
（２）河川 60
（３）海岸 62
（４）港湾 63
（５）漁港 64
（６）公園 65
（７）上水道 69
（８）下水道 71
（９）農業用排水機場 73
（10）防火水槽..... 74

※本計画書中に記載している表の数値は、四捨五入の関係で数値の合計が合わない場合があります。
※計画中の公共施設等の数値は、**令和３年度末時点の値**です。

第１章　計画の目的

１　背景・目的

田原市は、平成 15 年及び平成 17 年の 2 度の合併を経て、渥美半島の大半を占めることとなり、県内 7 位となる 191.11ｋ㎡に及ぶ市の区域内には、旧町ごとに使用していた庁舎や文化ホール等、多種多様な施設が整備されています。

その中には、目的が重複しているもの、市民ニーズの多様化や社会環境の変化によって利用率が低下しているものもあり、また、本市が保有する施設は昭和 50 年代に整備されたものが多く、今後、一定期間に大規模改修や建替えが集中することが予測されています。

そのため、田原市では、公共施設の設置目的や利用実態、コストなどの現状を分かりやすく「見える化」し、広く市民に知ってもらう啓発資料とするため、平成 26 年 2 月に「田原市公共施設白書」を取りまとめるとともに、同年 12 月には、将来にわたって持続的に公共サービスを提供していくため、本市の公共施設のあり方の基本的な考え方を取りまとめた「田原市公共施設適正化計画」を策定しました。

また、国においても、厳しい財政状況や人口減少などの状況を踏まえ、地方公共団体が公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置などの実現を推進するため、全国の地方公共団体に対し、公共施設等総合管理計画の策定を要請し、田原市では、平成 28 年 2 月、道路や下水道などインフラ施設を含めた「田原市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）」を策定するとともに、平成 28 年 8 月には、今後 10 年間における具体的取組方針を示した「田原市公共施設適正化実施計画」を策定しました。

平成 30 年 12 月には、総合管理計画を改定し、「田原市公共施設適正化計画」は、総合管理計画の中に盛り込み廃止しました。

その後、令和 2 年度末までに、個別施設ごとの具体的な管理の取組方針等を示した長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）を策定しました。（一部のインフラ系施設を除く。）

令和４年３月には、個別施設計画の内容反映や国からの改定要請などを踏まえて、総合管理計画の改定を行い、「田原市公共施設適正化実施計画」は、総合管理計画と個別施設計画の中に盛り込み廃止しました。

今回、国の指針改訂を踏まえて、総合管理計画の改定を行います。

２　総合管理計画の位置付けと関連計画

国が平成 25 年 11 月に定めた「インフラ長寿命化基本計画（以下「基本計画」という。）」では、地方公共団体において、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする「インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）」を策定することとされ、総合管理計画は、基本計画に基づく行動計画に該当するものとして位置付けます。

さらに、基本計画では、各インフラの管理者は、行動計画に基づき、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として、「個別施設計画」を策定することとされています。なお、総合管理計画は、「改定版第 1 次田原市総合計画」をはじめ、都市づくりの総合的な指針である「改定版田原市都市計画マスタープラン」や居住機能や都市機能の立地に対する方向性を示す「立地適正化計画」などの関連計画と整合を図りながら取り組みます。

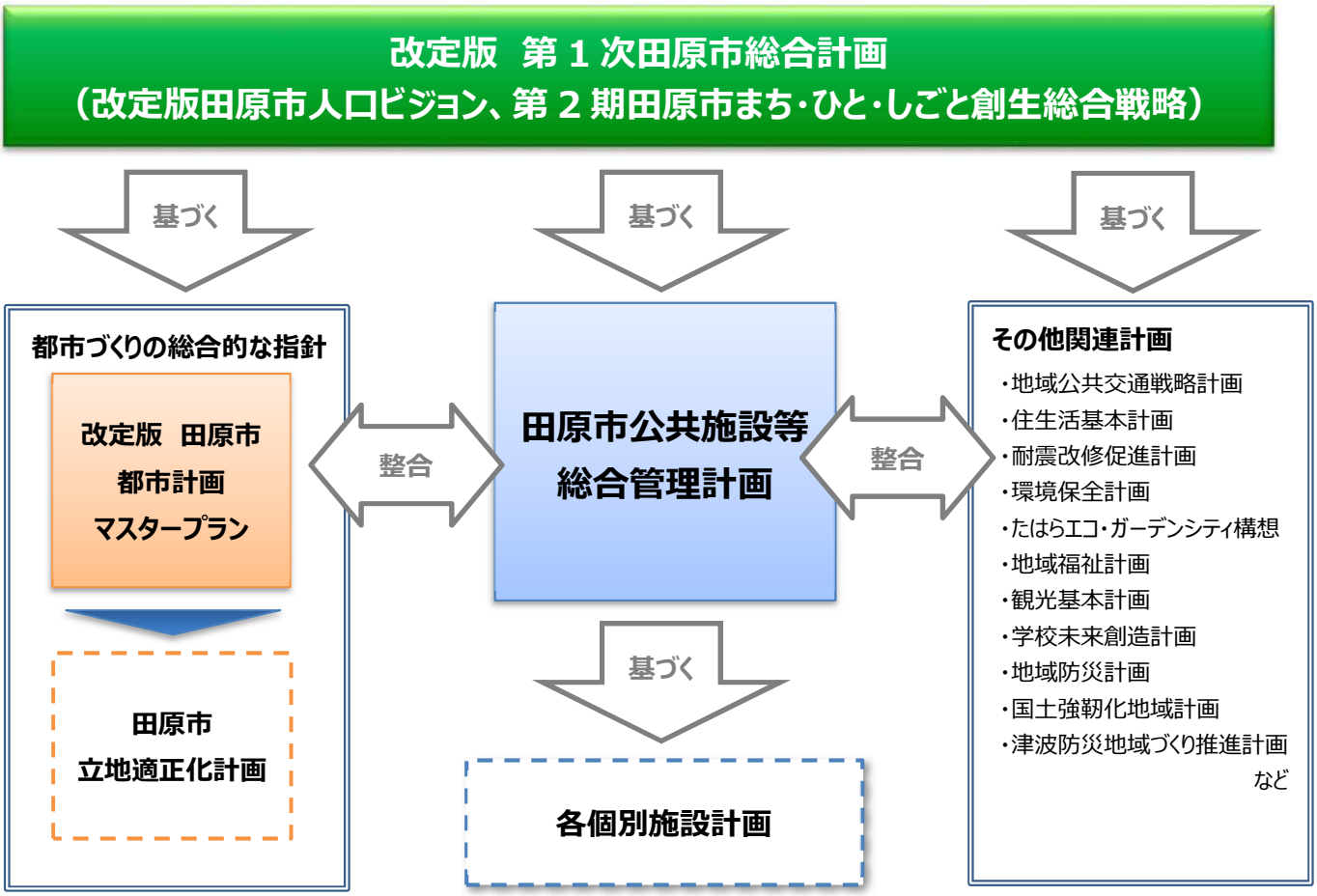

図１　総合管理計画と関連計画との関係

第２章　公共施設等の現況及び将来の見通し

１　田原市の公共施設等の状況

公共施設等とは、総務省の定義によると、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいい、具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念とされています。

本計画では、市が保有するすべての公共施設等を対象とし、公共施設（建築物）、インフラ系施設に区分して整理します。

公共施設等の区分

公共施設等	公共施設（建築物）	庁舎等施設、市民館等施設、生涯学習施設、文化施設、体育施設、児童福祉施設、衛生施設、保健・福祉施設、産業振興施設、観光施設、公営住宅等施設、消防施設、学校教育施設、その他施設 ※展望施設など小規模な建築物も含む
	インフラ系施設	道路（市道、橋梁、舗装、トンネル、歩道橋）、河川、海岸、港湾、漁港、公園・緑地、上水道（管路・水道施設）、下水道（管路・公共下水道施設・農業集落排水施設）、農業用排水機場、防火水槽

（１）公共施設（建築物）

本市が保有する公共施設（建築物）は、令和３年度末現在、306 施設、延べ床面積で約 369,654 ㎡となっています。

図２　年度別公共施設（建築物）の施設保有量（出典：財産台帳）

用途別の保有状況を見ると、建物種別で最も保有面積が多いのは「学校教育施設」で約 110,991 ㎡、市全体の保有総量の約 3 分の 1 を占めています。

施設用途別 公共施設（建築物）保有状況

大分類	延べ床面積（㎡）	割合
庁舎等施設	25,974.57	7.0%
市民館等施設	16,646.44	4.5%
生涯学習施設	16,036.35	4.3%
文化施設	19,006.02	5.1%
体育施設	12,686.82	3.4%
児童福祉施設	23,087.49	6.2%
衛生施設	16,958.64	4.6%
保健・福祉施設	14,163.16	3.8%
産業振興施設	6,296.00	1.7%
観光施設	5,820.65	1.6%
公営住宅等施設	59,936.40	16.2%
消防施設	6,820.65	1.8%
学校教育施設	110,991.39	30.0%
その他施設	35,229.28	9.5%
合計	**369,653.85**	**100.0%**

（令和３年度末現在）

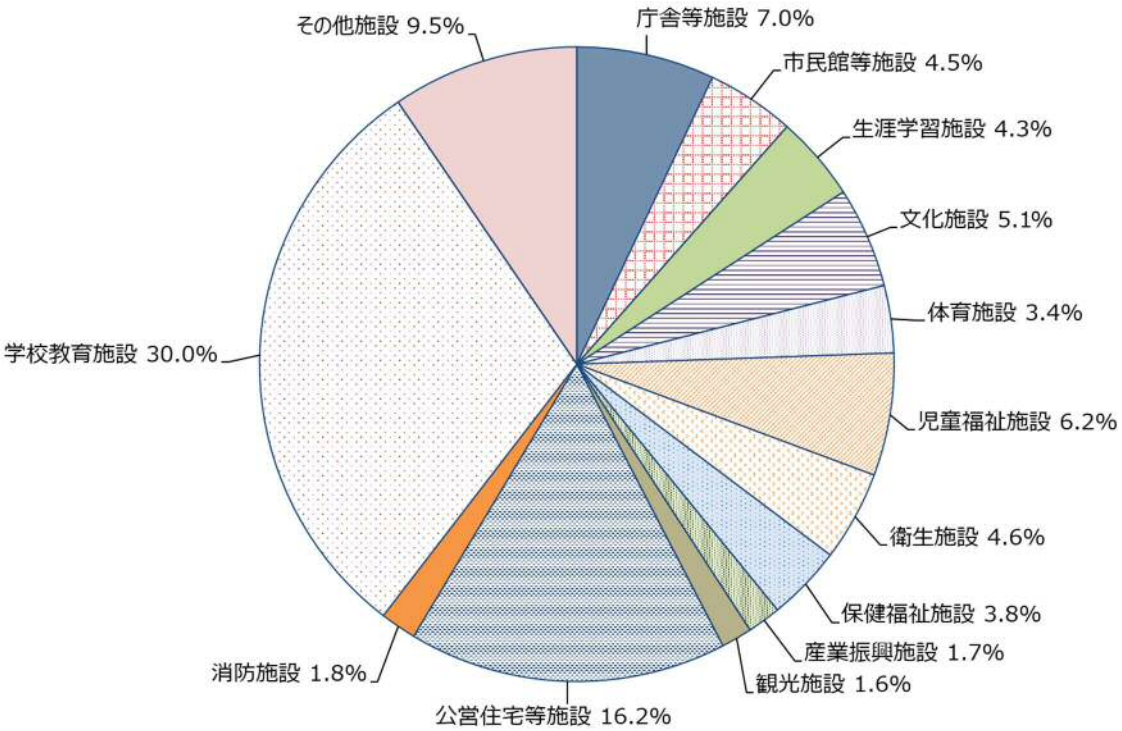

図３　施設用途別 公共施設（建築物）保有割合

年度別の公共施設（建築物）の増減の内訳をみると、給食センターや稲場保育園、親子交流館、田原斎場など必要な施設を新たに建設したことによる増加要因もありますが、堀切小学校や農業者トレーニングセンター、漆田保育園、田原福祉専門学校など、機能移転や一定の役割を終えた施設を解体もしくは地域や民間に譲渡するなどして床面積の削減に取り組んでおり、平成 24 年度末から約 6,200 ㎡減少しています。

年度別公共施設（建築物）増減表

年度	施設数	延べ床面積(㎡)	前年度からの増減		増加施設		減少施設	
			施設数	延べ床面積(㎡)	施設数	延べ床面積(㎡)	施設数	延べ床面積(㎡)
H24 末	312	375,877.73	—	—	—	—	—	—
H25 末	312	380,981.49	0	5,103.76	1	5,677.15	▲1	▲573.39
H26 末	313	381,560.96	1	579.47	8	2,822.13	▲7	▲2,242.66
H27 末	315	381,560.27	2	▲0.69	7	657.65	▲5	▲658.34
H28 末	316	379,617.22	1	▲1,943.05	4	1,754.54	▲3	▲3,697.59
H29 末	317	376,661.39	1	▲2,955.83	4	692.03	▲3	▲3,647.86
H30 末	315	377,484.40	▲2	823.01	5	2,654.84	▲7	▲1,831.82
R1 末	309	364,880.09	▲6	▲12,604.31	2	4,496.51	▲8	▲17,100.82
R2 末	310	370,809.80	1	5,929.71	3	8,103.73	▲2	▲2,173.99
R3 末	306	369,653.85	▲4	▲1,155.95	2	5,051.89	▲6	▲6,207.84
H24d 末⇒R３d 末　計			▲6	▲6,223.88	36	31,910.47	▲42	▲38,134.31

＜主な増減施設（年度別）＞

●H25　(増) 田原市給食センター（5,527.34 ㎡）【新設】
　　(減) 赤羽根老人福祉センター（▲574.39 ㎡）【解体】

●H26　(増) 稲場保育園（1,431.98 ㎡）【新設】、 田原市交流ひろば（179.89 ㎡）【新設】
　　(減) 旧田原市給食センター（▲1,161.67 ㎡）【解体】、田原市リサイクルプラザ（▲291.60 ㎡）【譲渡】

●H27　(増) 大久保公園（18.88 ㎡）【新設】、福江公園（60.14 ㎡）【新設】
　　(減) 泉市民館石神分館（▲354.58 ㎡）【譲渡】

●H28　(増) 野田小学校（体育館）（1,190.56 ㎡）【新設】
　　(減) 田原児童館（▲201.14 ㎡）【解体】、堀切小学校（▲3,431.00 ㎡）【解体】

●H29　(増) 田原南部小学校（124.70 ㎡）【増築】、田原市赤羽根診療所（291.00 ㎡）【所管替】
　　(減) 旧野田小学校（体育館）（▲622.00 ㎡）【解体】
　　福祉の里住宅（▲2,511.47 ㎡）【公営住宅法から建築基準法の規定変更による床面積の見直し】

●H30　(増) 田原市親子交流館（1,480.17 ㎡）【新築】、まちなか広場回廊（309.70 ㎡）【新築】
　　(減)山北保育園（▲1,299.63 ㎡）【解体】、和地保育園（▲430.79 ㎡）【解体】

●R1　(増) ふるさと教育センター（4,300.00 ㎡）【所管替】、おひさま病後児保育室（196.50 ㎡）【受贈】
(減) 野田中学校（▲4,300.00 ㎡）【所管替】、伊良湖岬中学校（▲4,634.00 ㎡）【解体】、
農業者トレーニングセンター（▲2,427.34 ㎡）【解体】、漆田保育園（▲1,439.61 ㎡）【譲渡】、
元成章高校赤羽根校舎（▲3,089.48 ㎡）【解体】、泉市民館伊川津分館（▲390.13 ㎡）【譲渡】、
高木住宅（▲682.06 ㎡）【一部解体】、グリーンタウン大久保集会所（▲127.20 ㎡）【譲渡】

●R2　(増) 田原リサイクルセンター炭生館（1,480.17 ㎡）【取得】、田原斎場（3,913.73 ㎡）【新設】
(減) 高木住宅（▲667.98 ㎡）【解体】、伊良湖小学校（▲1,355.00 ㎡）【一部解体】

●R3　(増) 伊良湖岬小学校（4,112.39 ㎡）【新設】
(減) 田原福祉専門学校（▲2,850.18 ㎡）【譲渡】、田原福祉専門学校学生寮（▲1,554.27 ㎡）【譲渡】、
蔵王山展望台風力発電施設（▲90.69 ㎡）【解体】、ペット火葬場（▲83.32 ㎡）【解体】

公共施設（建築物）を築年別にみると、人口の増加とともに多くの施設は昭和 50 年代に整備されており、これらの施設は建築後 40 年前後が経過しています。今後、老朽化による大規模修繕や更新などにより、多くのコストが必要になってくると予想されています。

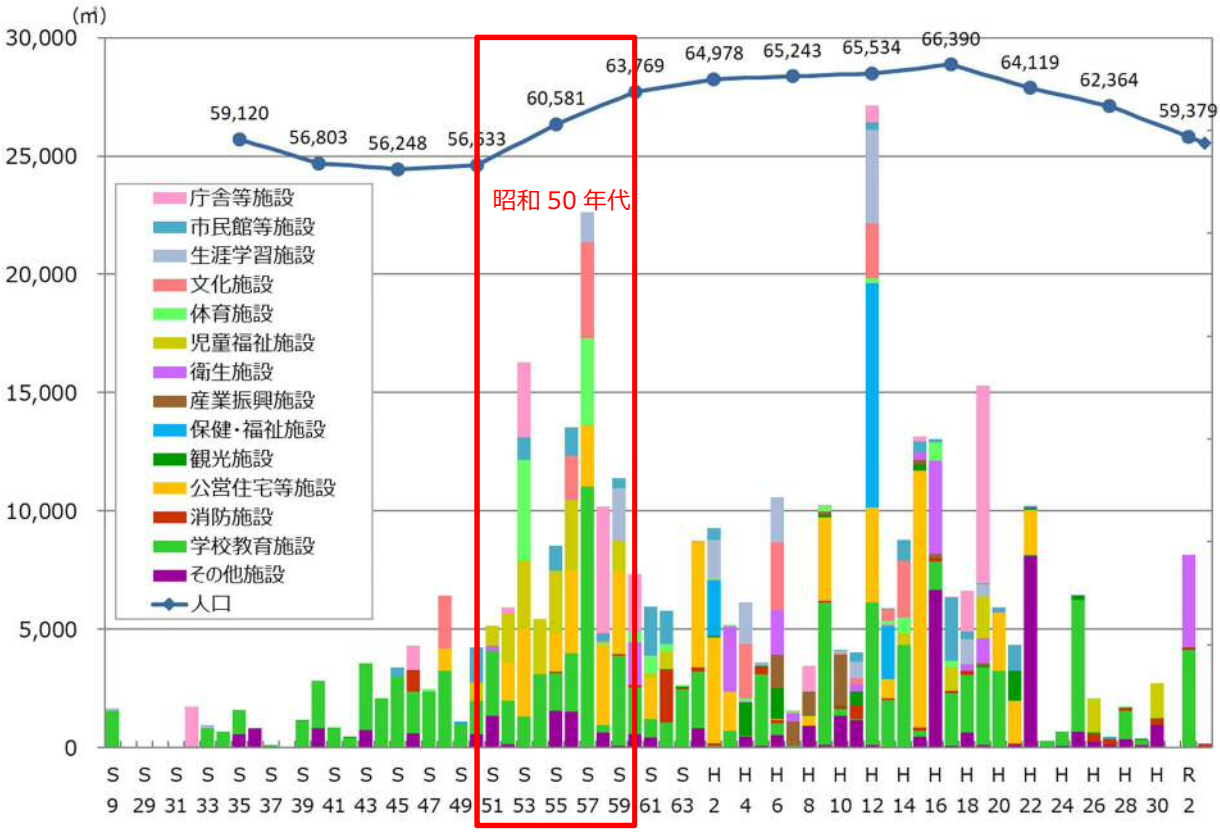

図４　公共施設（建築物）の築年別整備状況

築年数別床面積

区分	床面積（割合：%）
築 10 年未満のもの	22,205.24 ㎡　（6.0%）
築 10 年以上 20 年未満のもの	75,900.22 ㎡　（20.6%）
築 20 年以上 30 年未満のもの	79,379.48 ㎡　（21.6%）
築 30 年以上 40 年未満のもの	72,606.30 ㎡　（19.7%）
築 40 年以上 50 年未満のもの	89,225.22 ㎡　（24.3%）
築 50 年以上のもの	28,693.75 ㎡　（7.8%）

（令和３年度末現在）

（２）インフラ系施設

本市が保有するインフラ系施設は、以下の表のとおりです。

インフラ系施設の一覧

施設分野	保有施設	
道路	市道	4,761 路線、総延長 1,775km
	橋梁	ＰＣ橋：181 橋、ＲＣ橋：389 橋 鋼橋：53 橋、木橋：1 橋
	舗装	コンクリート舗装：総面積　242,528 ㎡ アスファルト舗装：総面積　7,174,179 ㎡
	トンネル	2 本
	歩道橋	3 橋
河川	準用河川	56 河川：総延長：48,880m
海岸	堤防	伊川津漁港：総延長 537m
	護岸	宇津江漁港：総延長 918m
	防砂堤	宇津江漁港：総延長 72m
港湾 （航路、泊地施設は対象外）	臨港道路	泉港：総延長 556m
	防波堤	泉港：総延長 764m 馬草港：総延長 178m
	護岸	泉港：総延長 248m
	防潮堤	泉港：総延長 230m
	防砂堤	馬草港：総延長 99m
	物揚場	泉港：８施設、総延長 530m 馬草港：1 施設、総延長 142m
	船揚場	泉港：3 施設、総延長 85m
漁港 （航路、泊地施設は対象外）	道路	伊川津漁港：総延長 1,139m 宇津江漁港：総延長 333m 姫島漁港：総延長 461m
	防波堤	伊川津漁港：総延長 288m 宇津江漁港：総延長 364m 姫島漁港：総延長 542m
	護岸	伊川津漁港：総延長 890m
	導流堤	伊川津漁港：総延長 145m
	物揚場	伊川津漁港：4 施設、総延長 333m 宇津江漁港：2 施設、総延長 100m 姫島漁港：1 施設、総延長 779m
	船揚場	伊川津漁港：1 施設、総延長 21m 宇津江漁港：1 施設、総延長 22m

		姫島漁港：1 施設、総延長 100m
	浮桟橋	宇津江漁港：1 基、総延長 20m 姫島漁港：5 基、総延長 185m
	橋梁	伊川津漁港：1 橋 宇津江漁港：1 橋
公園	都市公園	31 施設
	その他公園・広場・緑地等	136 施設
上水道	管路	管路延長　696 千 m
	水道施設	浄水場　3 か所 受水場　3 か所 配水池　9 か所
下水道	管路（公共下水道）	田原地区（汚水管）：総延長 200,987m 田原地区（雨水管）：総延長 10,470m 赤羽根地区：総延長 30,918m 渥美地区：総延長 62,360m
	管路（農業集落排水）	田原地区：総延長 155,794m 赤羽根地区：総延長 35,277m 渥美地区：総延長 109,825m
	建物	公共下水道施設：3 か所 農業集落排水施設：21 か所 コミュニティプラント：1 か所 雨水ポンプ場：4 か所 その他：10 か所
農業用排水機場	建物	排水機場：15 か所
防火水槽	防火水槽	750 基

（令和３年度末現在）

（３）過去に行った対策の実績 【公共施設（建築物）】

総合管理計画策定後（平成 28 年 2 月以降）に実施した対策のうち、主な内容は以下のとおりです。

■除却（解体）一覧 （※100 ㎡未満の小規模な施設を除く）

施設名	延床面積（㎡）	対策実施年度
堀切小学校	3,431.00	平成 28 年度
田原児童館	201.14	平成 28 年度
和地保育園	430.79	平成 30 年度
山北保育園	1,299.63	平成 30 年度
農業者トレーニングセンター	2,427.34	令和元年度
伊良湖岬中学校	4,634.00	令和元年度
元成章高校赤羽根校舎	3,089.48	令和元年度
高木住宅	1,350.04	令和元～2 年度
伊良湖小学校（一部）	1,355.00	令和 2 年度
赤羽根保育園	675.36	令和 3～4 年度

■集約（統合）一覧

統合先施設	統合元施設	対策実施年度
田原中学校	田原中学校（10,208.00 ㎡） 野田中学校（4,300.00 ㎡）	平成 28 年度
福江中学校	福江中学校（7,324.82 ㎡） 伊良湖岬中学校（4,634.00 ㎡）	令和元年度
童浦こども園（民営）	北部保育園（1,273.52 ㎡） 山北保育園（1,299.63 ㎡）	令和 2 年度
赤羽根中学校	赤羽根中学校（6,366.00 ㎡） 泉中学校（4,045.49 ㎡）	令和 3 年度
田原斎場	田原斎場（1,330.44 ㎡） 渥美斎場（462.68 ㎡） ペット火葬場（83.32 ㎡）	令和 3 年度
あかばねこども園（民営）	高松保育園（676.09 ㎡） 赤羽根保育園（675.36 ㎡） 若戸保育園（666.24 ㎡）	令和 4 年度

【参考】※総合管理計画策定以前に実施した対策のうち、主なものは次のとおりです。

伊良湖岬小学校 ：平成 27 年度（和地小学校、堀切小学校、伊良湖小学校）

稲場保育園 ：平成 27 年度（加治保育園、南部保育園）

泉分団詰所車庫 ：平成 27 年度（泉分団 1 号車詰所車庫、泉分団 2 号車詰所車庫）

給食センター ：平成 26 年度（旧給食センター、自校調理、自園調理）※1 箇所に集約して共同調理

伊良湖岬保育園 ：平成 19 年度（和地保育園、小塩津保育園、堀切保育園、伊良湖保育園）※段階的に統廃合

■譲渡一覧

施設名	延床面積（㎡）	対策実施年度	譲渡先
泉市民館石神分館	354.58	平成 27 年度	自治会
泉市民館伊川津分館	390.13	令和元年度	自治会
漆田保育園	1,439.61	令和元年度	民間
グリーンタウン大久保集会所	127.20	令和元年度	自治会
田原福祉専門学校	2,850.18	令和 3 年度	民間
田原福祉専門学校学生寮	1,554.27	令和 3 年度	民間

■利活用一覧（※倉庫として利活用している施設を除く）

新施設名	旧施設名	対策実施年度
ふるさと教育センター	旧野田中学校	令和元年度
児童発達支援センター	旧児童センター分館（旧南部保育園）	令和 3 年度
児童発達支援センター分館	旧北部保育園 →令和４年度から旧高松保育園へ移転	令和 3 年度

※田原市役所渥美支所は、公共的団体に施設の大部分を有償で貸し付けています。

（４）有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の償却がどの程度進んでいるかを表しており、償却率が大きいほど老朽化が進んでいることになります。年々上昇傾向にあります。

■一般会計等

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
59.9%	61.9%	63.6%	65.2%	66.2%

■水道事業

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
57.1%	57.7%	58.0%	58.4%	58.4%

■下水道事業

※令和 2 年度から企業会計へ移行したため、令和元年度までは数値はありません。

【公共下水道】

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
―	―	―	―	4.8%

【農業集落排水】

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
―	―	―	―	4.3%

2　田原市の人口見通し

令和 2 年 3 月に策定した改定版田原市人口ビジョンでは、人口増加に寄与する様々な施策を積極的に進めることで、令和 22（2040）年に 60,000 人程度の維持を目指すものとしていますが、平成 30 年 3 月、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年（2018）年推計）」では、令和 27（2045）年には 47,799 人まで減少すると予測されています。※令和 2 年（2020 年）度国勢調査 59,360 人

また、年齢構成別で見ると、年少人口の割合は、平成 27（2015）年の 13.1%から、令和 27（2045）年には 10.1%に、老年人口割合は、平成 27（2015）年の 25.7%から、令和 27（2045）年には 38.7%になると見込まれ、少子高齢化が一層進むと予測されています。

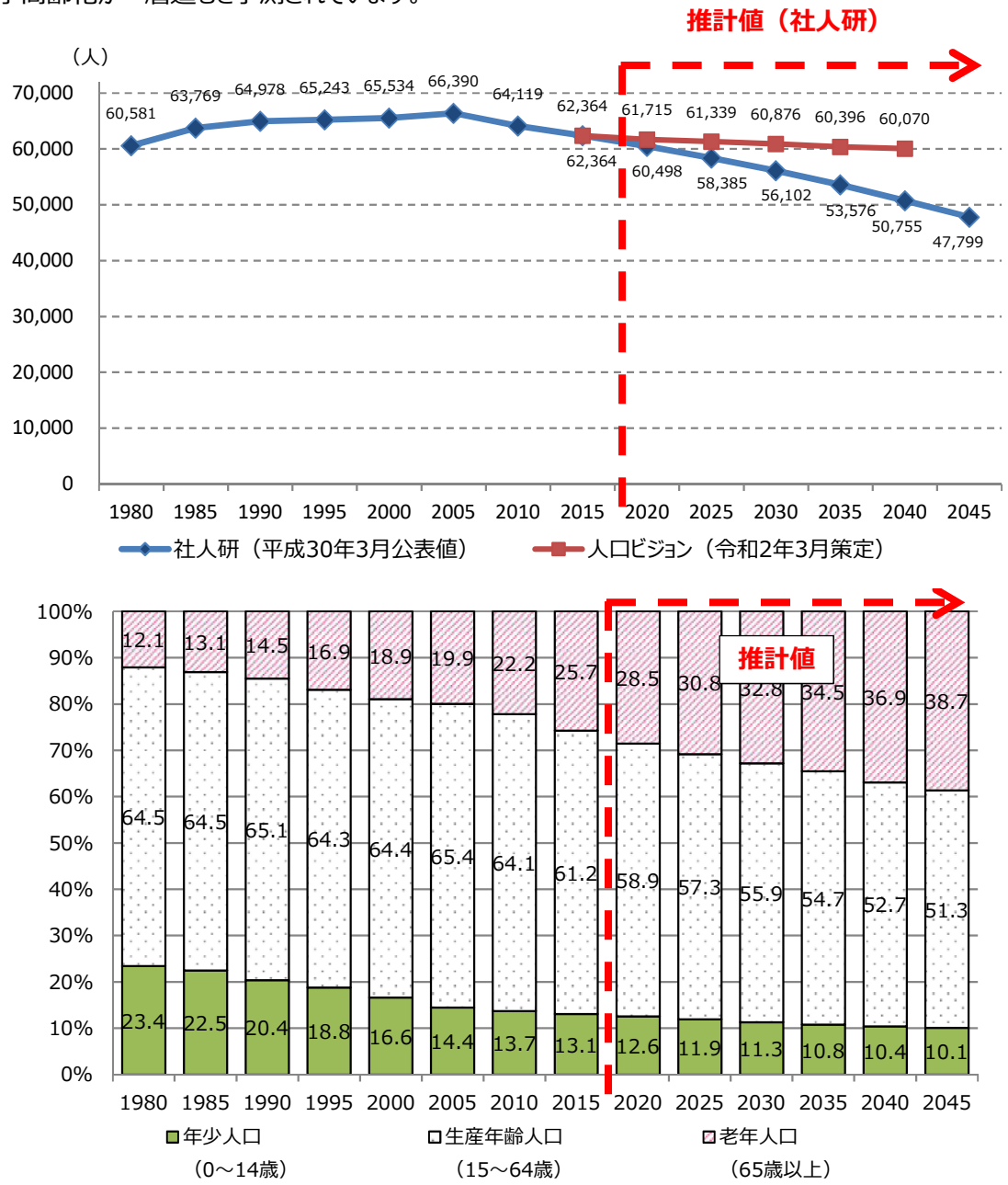

（資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口（平成 30 年推計）」）

図 5　総人口・年齢構成の推移・予測

3　田原市の財政状況等

（１）決算額の推移（歳入）

一般会計等

世界同時不況が発生した平成 19 年度をピークに平成 24 年度までは大きく減少しましたが、その後、市税の回復もあり一時的に増加し、近年は 300 億円前後で推移しています。※令和２年度は、新型コロナ関連の特別定額給付金等の影響で、歳入総額は一時的に大きく増加しています。

歳入は、法人市民税の変動に大きく影響を受ける歳入構造であり、段階的な法人市民税率の引下げなどにより、市税は平成 26 年度と比較すると約 64 億円減少しています。

また、市町村合併による地方交付税の特例措置（合併算定替）が令和 2 年度で終了し、地方交付税は平成 26 年度と比較すると約 24 億円減少しています。

経済情勢や人口減少・少子高齢化による社会構造の変化を踏まえると、今後も大きな歳入の回復を見込むことは難しいと考えられます。

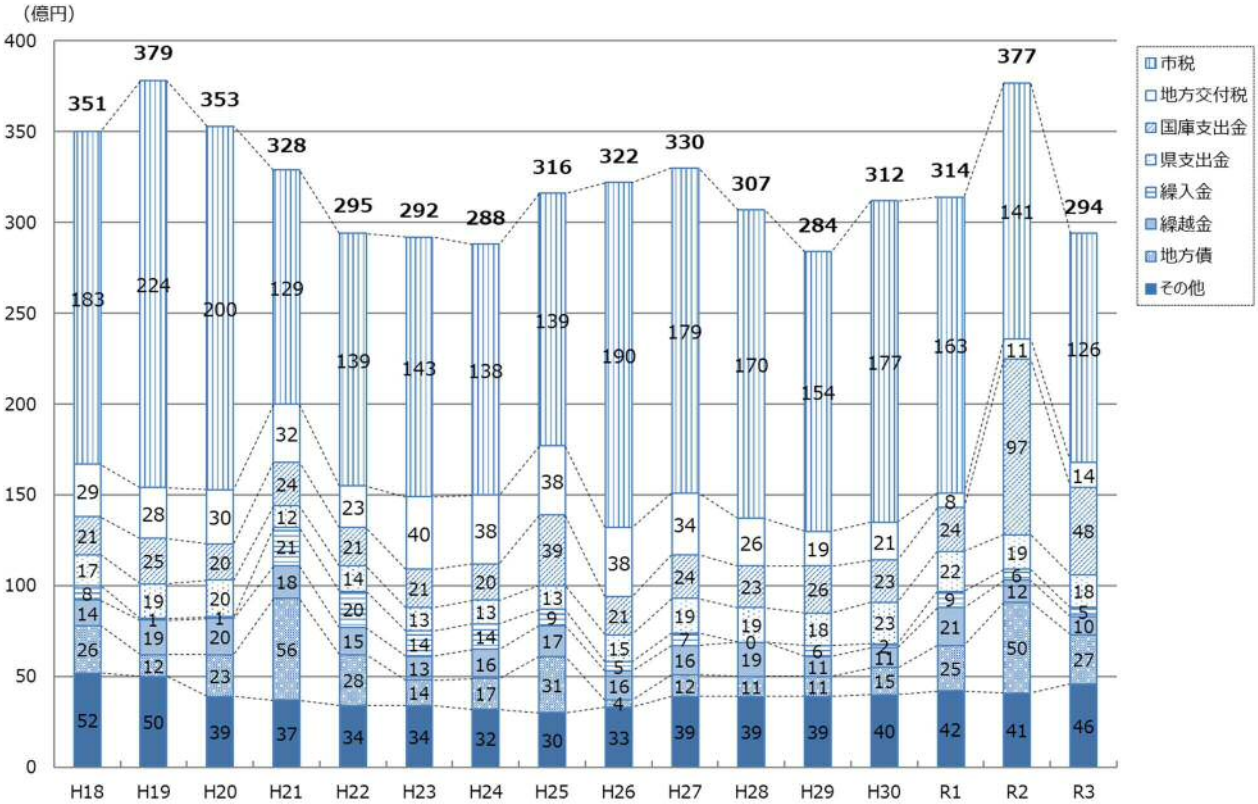

図６　一般会計等（歳入）決算額の推移

水道事業会計

営業収益は、減少傾向にあり、ここ10年間の平均は、約12億円で推移しています。人口減少や節水機器の普及等、水需要の減少に伴い収入減が続いていましたが、令和3年度は増加しています。

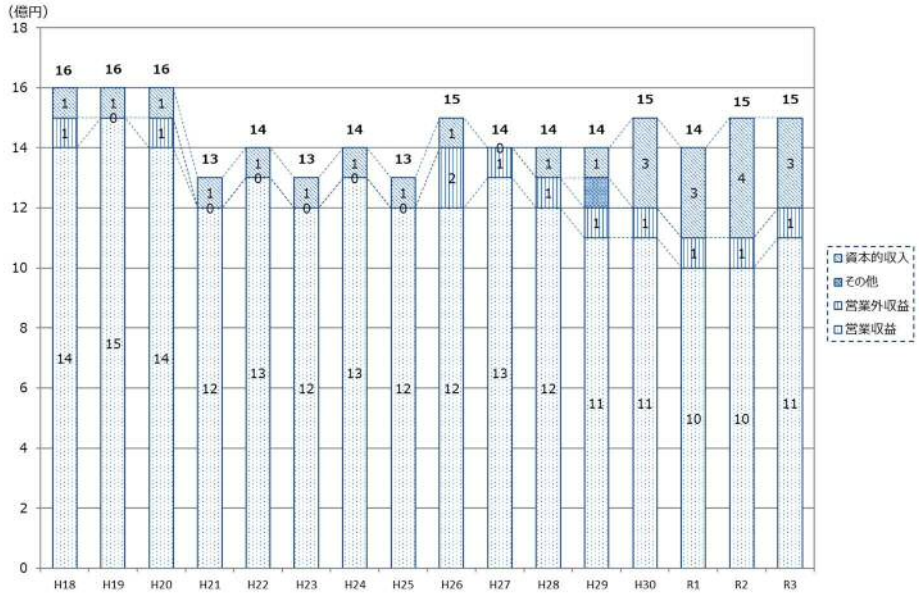

図7　収益的収入及び資本的収入（決算額）の推移

下水道事業会計

歳入は、建設事業の増減によって大きく変動しています。営業収益は、企業会計へ移行して以降は、約6億円程度となっています。

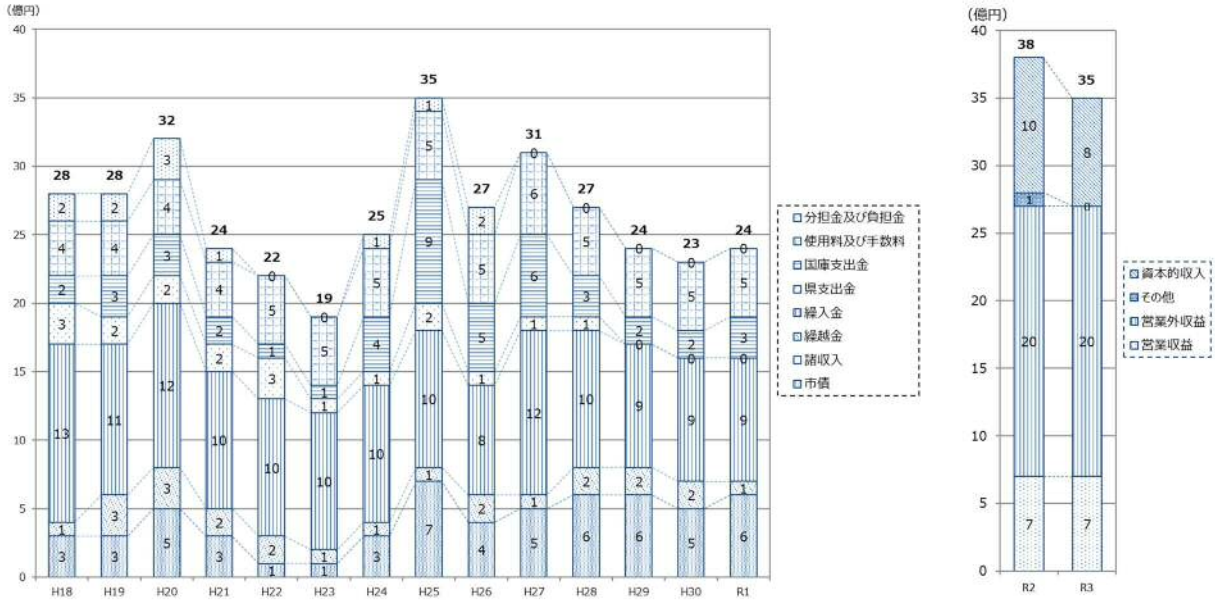

※R1までは公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計の合算、R2以降は企業会計。

図8　下水道事業会計（歳入）決算額の推移

（２）決算額の推移（歳出）

一般会計等

平成 19 年度に約 350 億円あった一般会計等の歳出額は、令和 3 年度は約 284 億円となり、ピーク時と比べると約 66 億円減少しました。※令和２年度は、新型コロナ関連の特別定額給付金等の影響で、歳出総額は一時的に大きく増加しています。

道路や公共施設等の整備を行う普通建設事業費については、ピーク時と比べると大きく減少していますが、ここ数年は、新斎場や伊良湖岬小学校等の大型建設事業の影響で一時的に増加しています。

一方、高齢者人口は年々増加しており、社会保障費等の扶助費は増加傾向にあり、今後もこの傾向は続くと予測されています。また、令和 2 年度から会計年度任用職員制度へ移行したことに伴い、人件費も大きく増加しており、普通建設事業費も含めたその他の経費に充当できる金額は限られていくと予測されています。

財政規模の縮小や扶助費の増加などの要因を考慮すると、今後普通建設事業費が大幅に増加することは困難が予想されます。

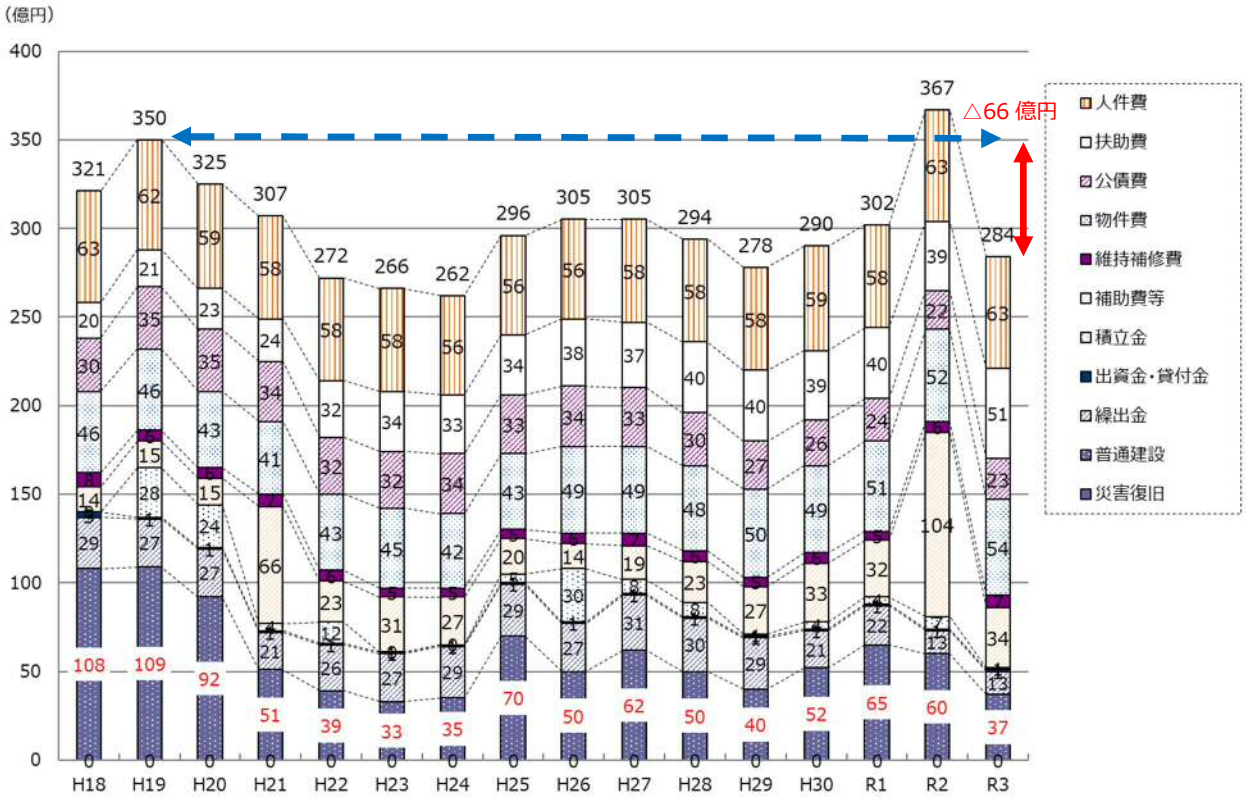

図 9　一般会計等（歳出）決算額の推移

公共施設（建築物）に係る普通建設事業費及び維持補修費の決算額推移　（単位：億円）

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
50	42	27	19	8	7	8	27
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
20	22	20	13	19	44	39	13

水道事業会計

営業費用は、近年は横ばいの状況にあり、ここ 10 年間の平均は、約 12 億円で推移しています。

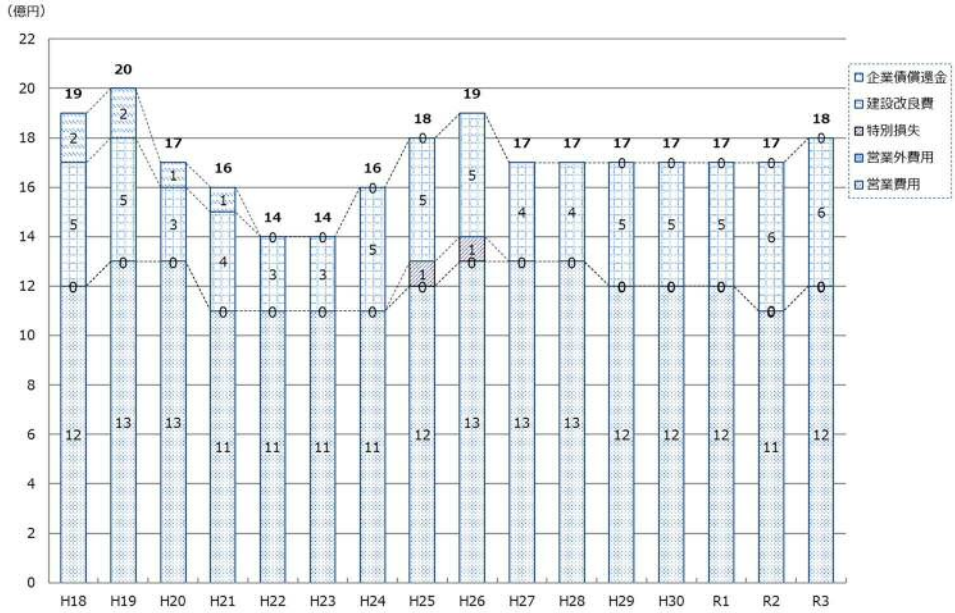

図 10　収益的支出及び資本的支出（決算額）の推移

下水道事業会計

歳出は、建設事業の増減によって大きく変動しています。営業費用は、企業会計へ移行して以降は、約 25 億円程度となっています。

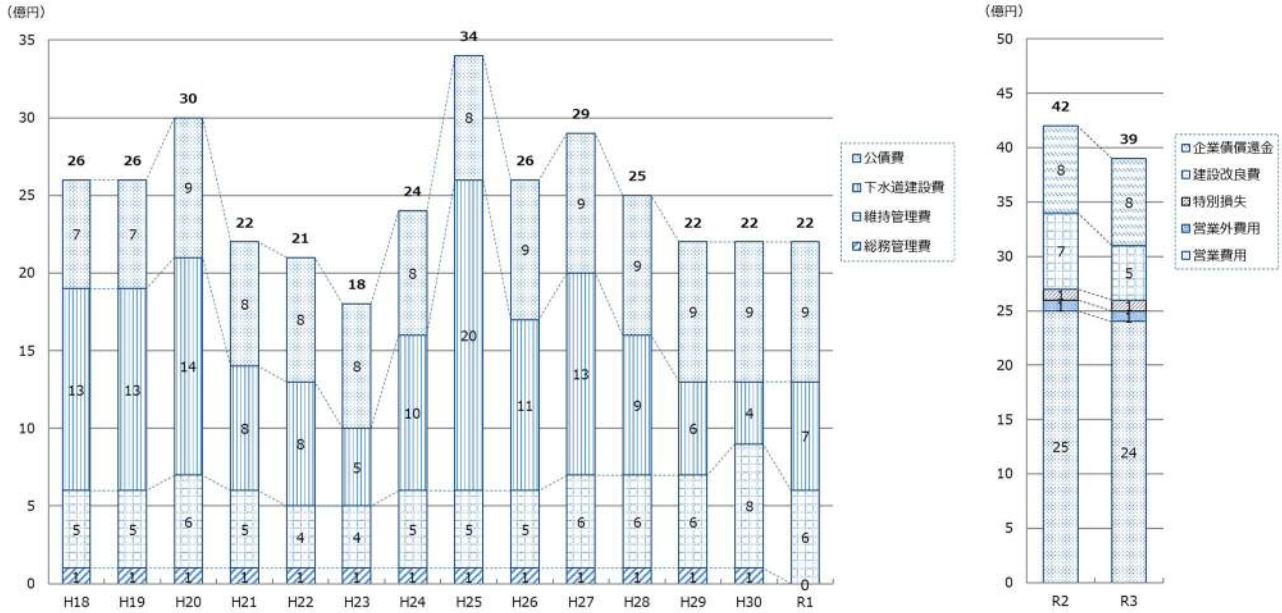

※R1 までは公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計の合算、R2 以降は企業会計。

図 11　下水道事業会計（歳出）決算額の推移

（３）歳入の見込み

一般会計等

令和４年度当初予算を基準に、今後の市税及び普通交付税の見込みを推計すると、平成 26 年度と比べて、市税は、法人市民税の大幅な減少により 60 億円以上の減少が見込まれています。また、普通交付税は、合併算定替の終了等により大幅な減少が見込まれ、令和５年度は一時的に不交付団体に転じる見込みです。

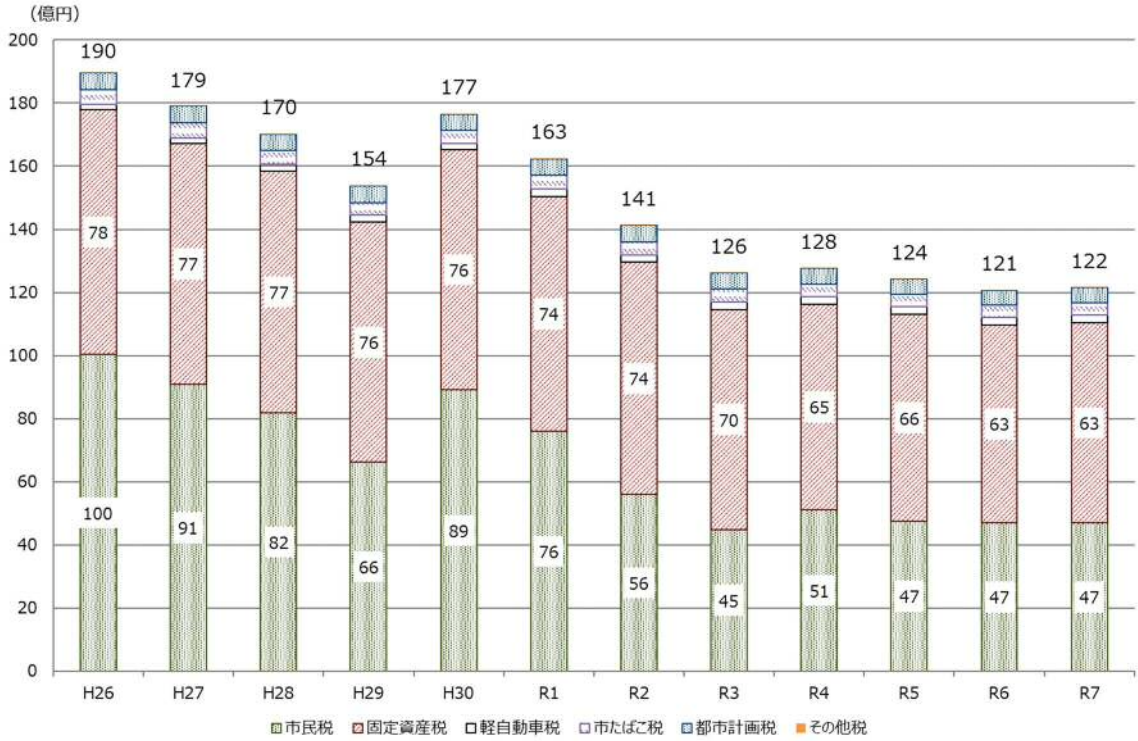

図 12　市税の見込み（※R3 までは決算数値、R4 は当初予算数値）

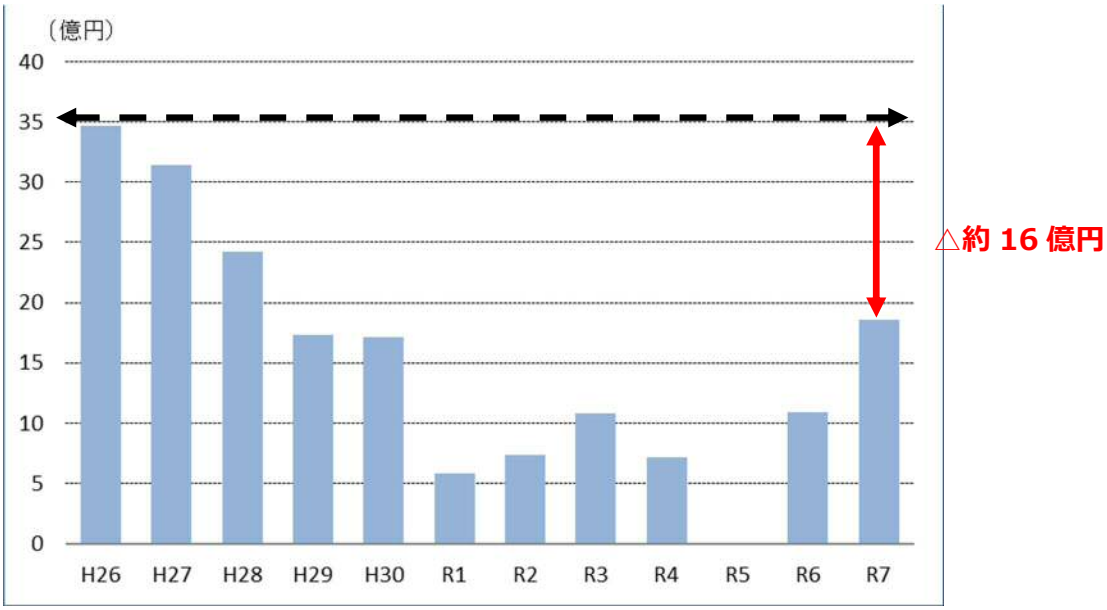

図 13　普通交付税の見込み（※R3 までは決算数値、R4 は当初予算数値）

水道事業会計

平成 30 年 4 月に策定した「田原市水道事業経営戦略」における投資・財政計画では、令和一桁代後半に料金改定を見込んでいます。

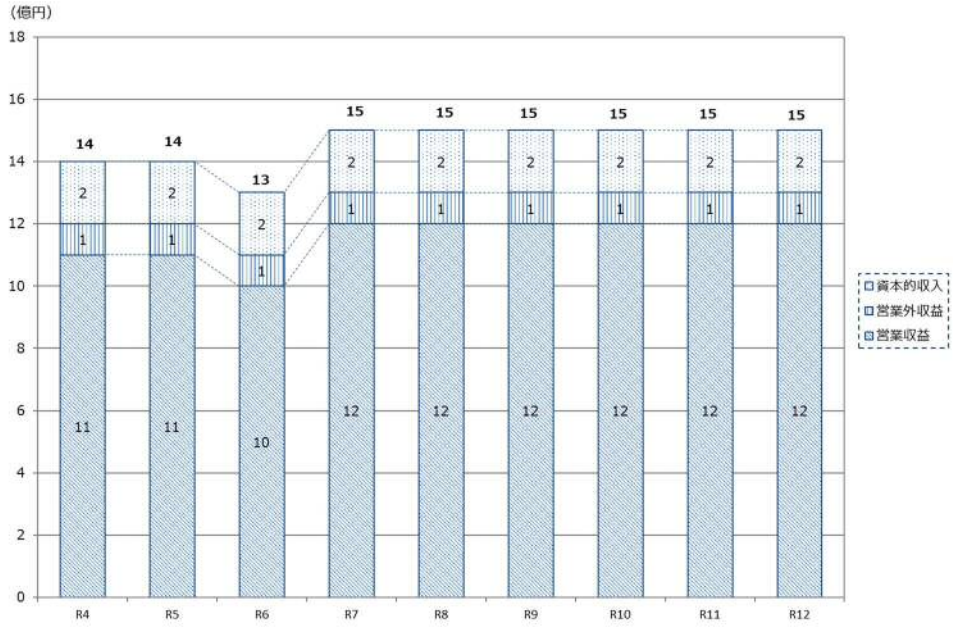

図 14　水道事業会計：投資・財政計画（R7 年に 18%増の料金改定をすると仮定した場合）

下水道事業会計

令和 3 年 3 月に策定した「田原市下水道事業経営戦略」における投資・財政計画の見込みは以下のとおりです。なお、下水道事業は令和 2 年度から企業会計へ移行しています。

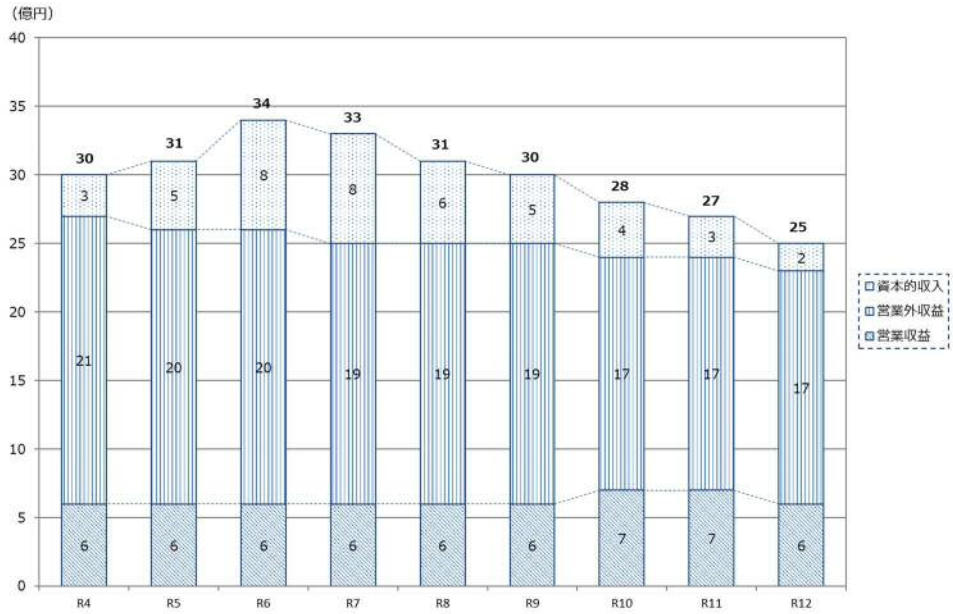

図 15　下水道事業会計：投資・財政計画

4　公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

■総合管理計画策定（H28 年 2 月策定）時点の更新等の経費の見込み

公共施設（建築物）を既存のまま維持する場合に必要となる中長期的な経費（修繕・改修・更新費用等）について、仮に耐用年数を標準的な 60 年と設定した場合、将来 50 年間の平均費用は年間約 42 億円、総額では約 2,120 億円（※1）必要になると試算されています。

また、インフラ系施設を適正な長寿命化対策を実施せず、耐用年数経過後に更新すると仮定した場合、将来 50 年間の平均費用は年間約 43 億円、総額では約 2,161 億円（※2）必要になると試算されています。

このことから、公共施設（建築物）及びインフラ系施設の費用を合わせると年平均約 85 億円の費用が必要となり、これは直近 5 年間（H29~R3）の投資的経費（※3）の平均である約 57 億円の約 1.5 倍となります。

つまり、本市の財政規模で既存の施設を現状のまま維持していくことは困難であり、費用縮減に向けた取組を行っていくことが不可欠な状況にあります。

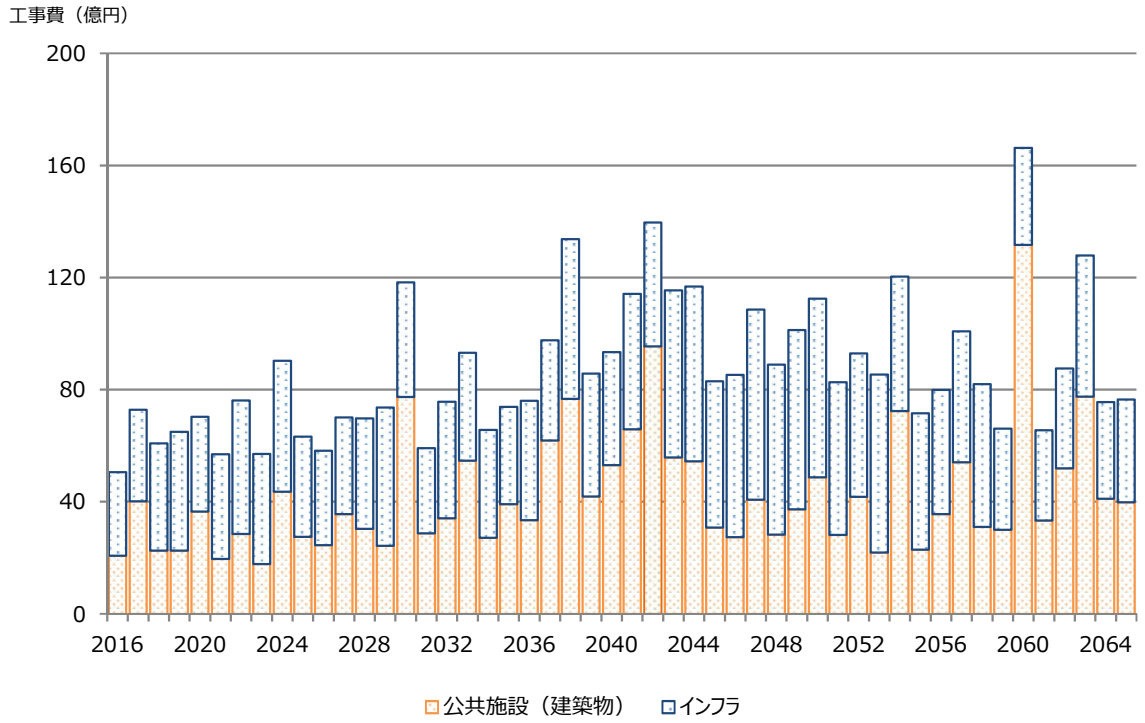

図 16　更新等に係る経費の見込み

施設	期間	年当たりの平均費用	50 年間の合計費用
公共施設（建築物）	将来 50 年間	約 42.4 億円	約 2,120 億円
インフラ系施設	将来 50 年間	約 43.3 億円	約 2,161 億円

※1　公共施設（建築物）の修繕、改修及び建替の周期は、それぞれ 15 年、30 年、60 年と設定し、将来 50 年間の費用を算出

※2　インフラ系施設は、耐用年数を施設種別毎に設定し、施設の更新費用のみで将来 50 年間の費用を算出

※3　投資的経費は、維持補修費及び普通建設事業費の合計

5　公共施設（建築物）に係る経費の推移

（１）現在要している維持管理経費の推移

総合管理計画（平成 28 年２月策定）を策定して以降の維持管理経費は以下のとおりです。概ね施設の延床面積に比例して増減しており、計画策定前の平成 27 年度の約 42.5 億円と比較すると減少傾向にありましたが、令和２年度以降は、田原リサイクルセンター炭生館の PFI 事業が終了し、施設が市の所有となったため、維持管理経費が増加しています。また、会計年度任用職員制度の導入による人件費の増加も影響しています。なお、炭生館を除くと、令和２年度は約 41.9 億円、令和３年度は約 39.9 億円となっています。

※田原リサイクルセンター炭生館は、令和元年度までの所有者は PFI 事業者で、市の所有施設ではなく本計画の対象施設ではなかったため、令和元年度以前は維持管理経費には計上していません。

図 17　維持管理経費の推移

（２）更新等経費の推移

総合管理計画（平成 28 年２月策定）を策定して以降の更新等の経費は、以下のとおりです。当初の試算では、年平均で約 42.4 億円の見込みとなっていますので、いずれの年度も大きく下回っています。これは、統合や廃止による施設の減少だけでなく、予防保全による改修時期の見直し等の影響によるものです。※当初の試算は、施設を単純更新した場合の将来 50 年間の更新等コストを試算したもので、年度によって大きくバラつきがあり、年平均は参考値です。

なお、令和元年度は市内全小中学校への空調設備の整備等の影響により、令和元～2 年度は伊良湖岬小学校及び田原斎場の整備等の影響により、経費は大きく増加しています。

図 18　更新等経費の推移

6　課題の整理

本市が抱える問題点は次の 4 点に整理することができます。

問題点 1　人口減少・少子高齢化の到来

○田原市の人口は、平成 12 年まで緩やかな増加傾向にありましたが、平成 17 年以降は減少に転じ、令和 27（2045）年には 47,799 人まで減少すると予測されています。

○令和 27（2045）年には、全人口に占める老年人口の割合が約 39%まで増加する一方、年少人口は約 10%、生産年齢人口は約 51%まで減少することが見込まれ、少子高齢化がさらに進展すると予測されています。

問題点 2　縮小する市の財政

○本市は、法人市民税の変化に大きく影響を受ける歳入構造であり、法人市民税率の引下げ等により、以前と比べて大幅に減少しており、現在の水準が続くと見込まれています。

○市町村合併による地方交付税の特例措置（合併算定替）が令和 2 年度で終了し、今後生産年齢人口の減少が見込まれる中では、大幅な歳入の回復を見込むことが難しいと考えられています。

問題点 3　目的が重複する公共施設の保有及び老朽化する施設の更新

○旧町ごとに保有していた庁舎や文化ホール等、目的が重複した施設を多く保有しています。市民 1 人当りの公共施設保有延べ床面積は全国の自治体の整備水準と比較しても高くなっています。

○昭和 50 年代に建設された施設が多く、既に築 40 年前後経過しています。これらの施設の中には既に相当程度劣化している施設もみられることから、多くの施設で大規模改修が必要となっています。

○三方を海に囲まれ、東西に細長い半島という特殊性と広い行政面積を有する本市においては、重複施設の単純な統合や隣接する他自治体の施設活用による機能補完が困難な状況となっています。

問題点 4　公共施設等の維持管理・更新等の費用

○今後、高齢化等に伴う社会保障費の増加により歳出総額に占める扶助費の増加が予測され、公共施設等の維持管理に充てる費用は限られてくると予測されています。

○本市が保有するすべての公共施設等を更新する場合、今後 50 年間に必要となる費用は約 4,200 億円、年平均約 85 億円の費用が必要になると推計され、この費用は過去 5 年間に投資した平均費用の約 1.5 倍となっています。

第３章　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

１　計画期間

公共施設等のマネジメントは長期的な期間を必要とする取組であることから、本計画は、平成 30（2018）年度から令和 19（2037）年度までの 20 年間を計画期間とします。

なお、歳入歳出の大幅な増減、法制度の変更や個別施設計画の改定に伴い、試算条件・内容に変更が生じた場合は、適宜必要な箇所を見直します。

２　全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

（１）取組体制

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、田原市公共施設等適正化推進会議を設置し、公共施設等を総合的かつ計画的に管理・推進する体制を構築します。

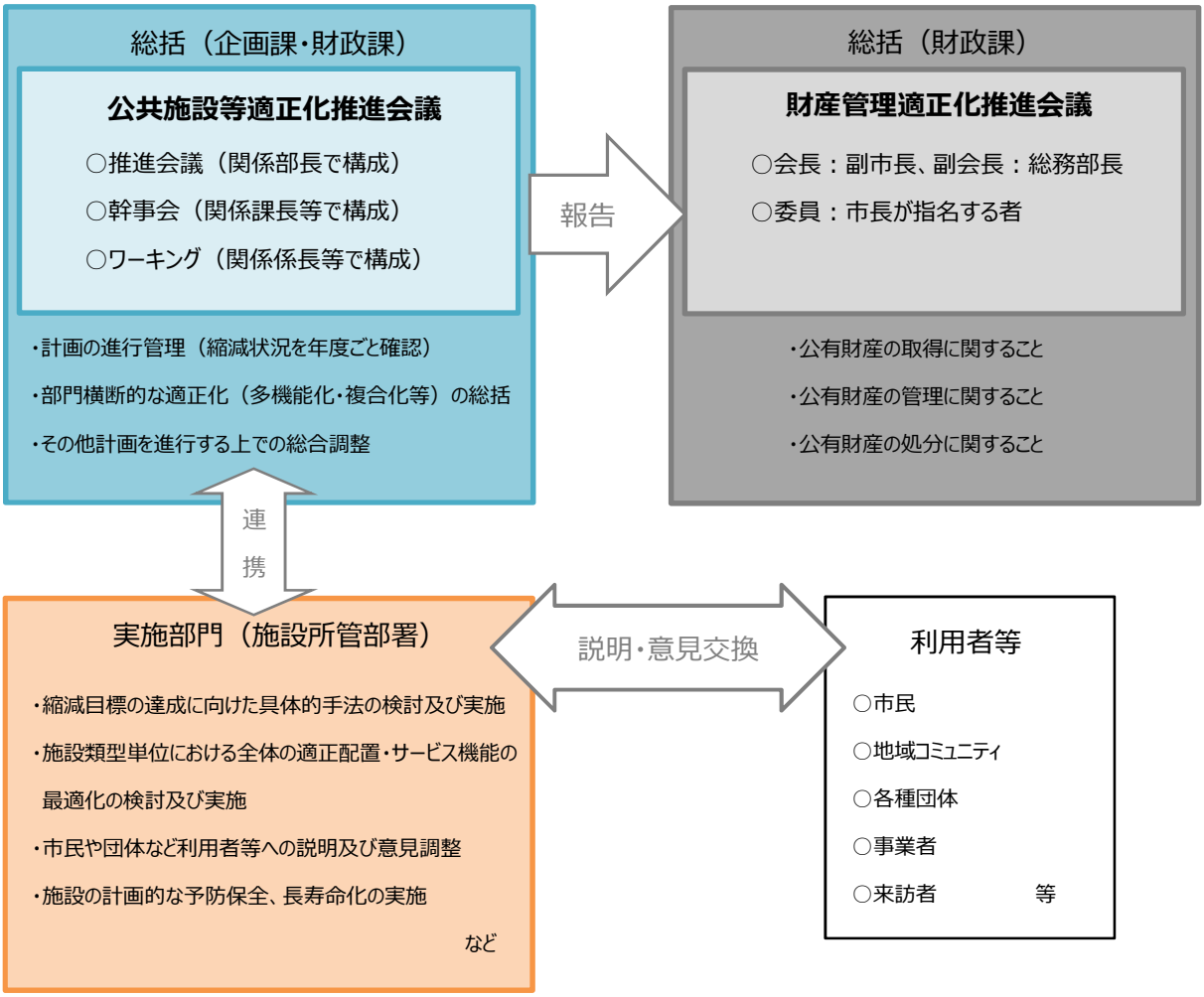

図 19　全庁的な取組体制

（２）情報管理・共有方策

公共施設（建築物）については、田原市公有財産管理規則に基づき、財産台帳を用いて管理を行っています。インフラ系施設については、分野ごとに、所管課が台帳等を用いて管理を行っています。

また、公共施設（建築物）やインフラ系施設を一元的に管理・整理することができるシステムを活用して情報管理を行うとともに、公共施設等適正化推進会議等を活用して、施設に関する情報を庁内で共有・活用できる体制を構築します。

３　現状や課題に関する基本認識

（１）公共施設（建築物）

本市の公共施設（建築物）の多くは昭和 50 年代に整備されていることから、今後、大規模改修や建替等が必要となり、財政負担が増大することが予測されています。また、本市は２度の合併により、ほぼ同一機能を持った施設が地域ごとに複数立地しており、本市が所有する公共施設（建築物）の１人当たりの延べ床面積は、東三河 5 市で最も大きくなっています。

本市の人口は、平成 27 年の 62,364 人から令和 2 年には 59,360 人となり、令和 27（2045）年には 47,799 人まで減少すると見込まれ、少子高齢化の進展が予測されています。また、本市の財政は、法人市民税に大きく影響され、景気の動向に左右されやすい特徴があります。合併当時と比べると、道路や公共施設等の整備を行う普通建設事業費が大きく減少し、今の財政規模で既存の施設を現状のまま維持していくことは困難な状況となっています。

そのため、今後は、将来人口や財政規模に見合った公共サービスのあり方、施設数、規模にすることが必要となります。

（２）インフラ系施設

本市が保有・管理するインフラ系施設は 10 施設分野と多岐にわたっていますが、インフラ系施設は、市民生活に必要不可欠な都市基盤施設であるため、適正に管理し、安心・安全の確保が行われることが前提となります。そのため、計画的な修繕を実施し、長寿命化による財政負担の軽減を図る必要があります。

また、人口減少により上下水道施設に係る需給量の減少が予測されている一方で、施設の更新費用や耐震化に多額の費用が必要となり、経営状況は一層厳しくなると見込まれていることから、安定的な経営体制を構築する必要があります。

（３）公共施設適正化の原則

①施設保有総量の圧縮

市内には老朽化した施設が数多くあり、全ての施設を更新・維持していくことが困難になるため、施設・機能の統廃合や複合化により、保有総量を圧縮します。なお、政策などにより新たに公共施設等を建設する場合は、保有総量の範囲内で多機能化・複合化されたものとなるように配慮します。

②機能に基づく適正配置

まちづくりの観点から広域、市域、地域等の特性に応じた施設の配置を考慮し、行政サービスの水準を維持する方策（人口減少・少子高齢化、市民ニーズやライフスタイルの変化に対応した行政サービスの提供、機能の見直し等）を講じていきます。

③民間事業者等が持つ知恵の導入

行政サービスを提供する上で、施設運営の最適化や維持管理コスト削減のためには、民間事業者等の施設活用や資金供給が有効です。今後、民間事業者等の施設運営や管理の手法などを積極的に活用し、公共サービスの質の向上を図ります。

④施設に関わる情報の一元化

公共施設の開館時間や提供サービスなどの利用情報を一元的に管理し、市民に分かりやすく、利用しやすい環境づくりを推進します。また、施設の維持管理に係る情報を一元的に管理し、光熱水費や保守点検費用、賃借料などに無駄がないか定期的に点検し、コスト削減を図ります。

⑤防災機能の強化

安心・安全の観点から地域における施設の配置を検討します。施設の改修や更新に併せ、施設そのものの防災機能の強化を図るとともに、設備などの安全対策なども実施し、安心・安全に利用できる施設を目指します。

⑥長寿命化による計画的な施設の保全

将来にわたって保有していく施設については、予防保全（劣化による故障などの前に更新・修繕を行うこと）による施設・設備の維持管理を行うことにより長寿命化を図るとともに、必要な改修・修繕の優先順位を定め、施設の質（安全性や利便性等）の確保を図ります。

また、今後の不透明な財政状況に備え、保全費用及び維持管理費用の削減を図るとともに、一定の時期に経費が集中しないようコストの平準化に配慮します。

4　公共施設等の管理に関する基本的な考え方

（１）公共施設（建築物）

①目標（計画期間 20 年）

■施設保有総量を圧縮しながら、施設区分ごとに係る費用を計画期間の初めの 10 年間で 20%、次の 10 年間で 10%削減します。

②点検・診断等の実施方針

現在実施している法定点検（12条点検、電気保安点検、消防設備等）を確実に実施するとともに、継続的な利用が見込まれている公共施設（建築物）については、予防保全型の維持管理の視点で、劣化が進む前に計画的に点検や調査・診断を行います。

なお、日常的な維持管理においては、施設管理者自らが「田原市建物維持管理マニュアル（平成 27 年 8 月策定）」に基づき点検を行います。

また、点検・診断等のデータについては、一元的に集約・蓄積し、全庁で情報を共有して老朽化対策等に活用します。

③維持管理・更新等の実施方針

公共施設（建築物）は、計画的に維持管理・修繕・更新を行うことを基本とし、ライフサイクルコストの軽減・平準化を図ります。

維持管理・修繕については、予防保全の実施により性能・機能の保持・回復に努めるとともに、「田原市建物維持管理マニュアル」により、日常的な維持管理の情報や点検・修繕などの履歴の管理・蓄積を行い、劣化の進行を未然に防ぐ取組を推進します。

更新については、長寿命化・複合化・用途変更・廃止など個別施設計画に定める方向性を踏まえて実施していくものとしますが、その際、積極的に民間資金等を活用するなど効果的・効率的な手法を検討します。

なお、維持管理・修繕・更新等のデータは、一元的に集約・蓄積し、全庁で情報を共有して老朽化対策等に活用します。

④安全確保の実施方針

点検・診断の結果、施設の危険度が高いと判断された公共施設（建築物）は、原則、危険の除去を行い安全確保に努めるとともに、同種の施設についても早急に点検し、事故の未然防止に努めます。

なお、利用見込みの低い（必要性が低い）施設で危険度が高いと判断された場合は、撤去・解体して安全を確保するとともに、解体後の跡地の有効利用を検討します。

⑤耐震化の実施方針

田原市地域防災計画に基づき、防災上重要な建築物を始めとする公共施設（建築物）の耐震性の確保・向上に努めます。

⑥長寿命化の実施方針

公共施設（建築物）は、良質な行政サービスを提供する拠点であり、その本来の目的に沿った機能が常に確保されている必要があります。そのため、施設や設備の劣化の状態を把握する仕組みを構築するとともに、劣化の状況に応じて、適切な時期に適切な改修・修繕等を行い、施設の長寿命化による公共施設（建築物）のライフサイクルコストの縮減を図ります。

⑦ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設（建築物）の改修等を行う際は、高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの街づくりを推進します。

⑧脱炭素化の推進方針

「たはらエコ・ガーデンシティ推進計画」に基づき、地域の自然資源を活用した環境負荷の少ない地域社会の実現を目指すため、消費エネルギーの省力化や太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入を推進し、公共施設（建築物）の脱炭素化に努めます。

⑨統合や廃止の推進方針

《機能の最適化》

行政サービスに対する市民ニーズの変化に伴い、利用率が低くなった施設や時代に対応した機能を持たない施設が発生しており、現在の行政サービスと公共施設の質と量をマッチさせる必要があります。

しかしながら、単純に財政的な制約を理由に、老朽化した施設や利用率の低い施設を閉鎖して、サービスを大幅に低下する事態は回避しなければなりません。今後は、関係者や田原市市民意識調査での公共施設（建築物）に対する市民の意見を参考にしつつ、現在と将来の公共施設（建築物）に求められるサービスニーズを把握することにより、それに見合った複合化や統廃合など、「機能の最適化」を図ります。

機能を重視した最適化を図るための施設配置基準

区分	施設の配置基準等	例示
広域施設	○近隣自治体と連携した利用を基本とする施設	ごみ処理施設など
市域施設	○市域全体の利用を基本とする施設 ○それぞれの用途における事業実施拠点として位置付けられる施設については、用途毎、市域に１～２施設程度の配置を基本とする	総合体育館、文化ホール、斎場、資源化センター　など
地域施設	○複数の地域にまたがった単位での利用を基本とする施設 ○利用が少ない施設については、用途に関わらず市域施設への統廃合、他の目的への転用による機能重複の解消を目指すことを基本とする	福祉センター、図書館、消防署　など
コミュニティ圏域施設	○小学校区や中学校区などの利用を基本とする施設 ○地元やその周辺市民の文化・スポーツの活動拠点となる施設については、用途ごとに適正な配置とすることを基本とする	市民館、小・中学校　など

《まちづくりの観点》

人口減少・少子高齢化が今後も進んでいくことが予測されている中、機能の転換や統廃合等を行う際には、田原市街地や赤羽根市街地、福江市街地の都市機能誘導区域に施設を集約するなど、施設の配置やまちづくりの上での役割等に配慮するとともに、他の公共施設（建築物）や民間施設等との複合化による機能維持を検討します。

《財産の有効活用》

土地や建物などの市有財産は、市民共有の財産ですが、現在所有する全ての財産を将来にわたり保有し続けることは困難になるため、今後は「保有する財産」から「活用する財産」という発想に転換し、財産が生み出す収益を増大させていくことが重要です。そのため、用途廃止や統廃合により不用となった公共施設（建築物）は、売却や貸付を行うなど財源確保の手段として有効に活用します。

⑩総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設（建築物）の管理を総合的かつ計画的に実施するため、企画部門、財政部門、技術部門等の各部署間で情報共有を図り、全庁で本計画の実施に取り組むとともに、職員 1 人ひとりのスキルアップを図るため、職員研修を定期的に実施します。

⑪目標使用年数、改修周期の設定

施設特性や安全性・経済性を考慮しつつ、定期的に劣化の有無や兆候を調査・把握し、劣化の状態を予測したうえで、計画的に改修・修繕等を実施し、施設機能の保持・回復を図り、予防保全に努めることで、施設の安心・安全を確保するとともに、維持・更新に係るコストの軽減や平準化を図ります。

なお、目標使用年数及び改修周期については、「建築物の耐久計画に関する考え方」（（社）日本建築学会）を参考にして以下のとおり設定します。

【参考】「建築物の耐久計画に関する考え方」（（社）日本建築学会）

構　造	目標耐用年数	上限値	平均値
RC 造、SRC 造、S 造	50 年～80 年	**80 年**	65 年
木造	30 年～50 年	**50 年**	40 年

目標使用年数、改修周期等

		目標使用年数	修繕の周期	改修の周期
長寿命化型（予防保全）	RC 造、SRC 造、S 造	80 年	20 年	40 年
	木造	50 年	15 年	30 年
従来型（事後保全）		60 年	15 年	30 年

整備方法の定義

整備方法	定義
修繕	施設、設備、構造物等の機能維持のために必要となる補修・修繕などで、補修・修繕後の効用が当初の効用を上回らないもの。屋根や外壁の塗り替え、亀裂の補修など。
改修（長寿命化改修）	公共施設等を直すもので、改修後の効用が当初の効用を上回るもの。耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
更新（建替）	老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

■対策のイメージ

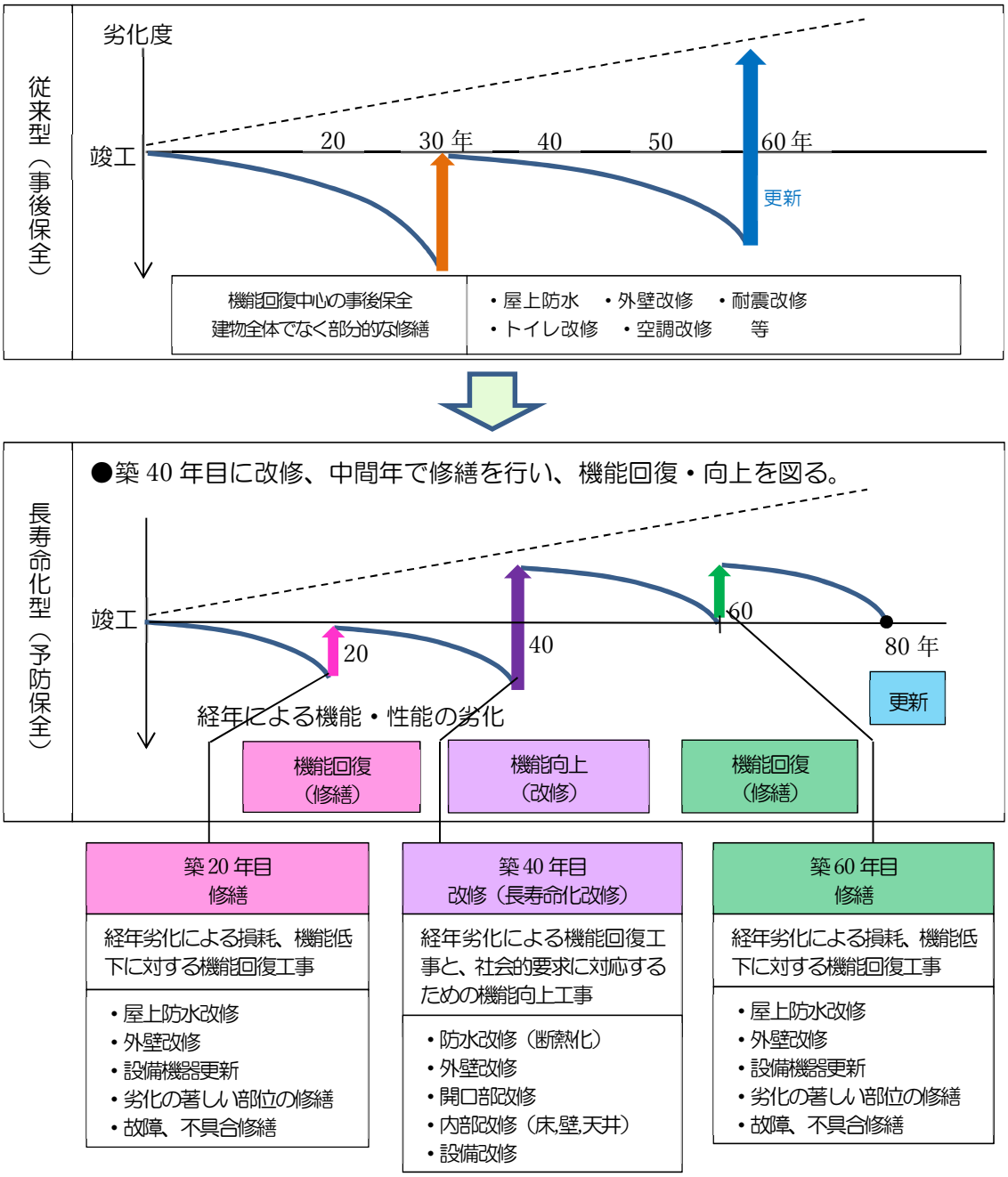

（２）インフラ系施設

①目標（計画期間 20 年）

■最新の点検結果に基づき、適切な時期に適切な修繕を実施することで、各施設の長寿命化を図り、施設の更新サイクルを延ばすことで、維持管理のトータルコストを縮減します。

■各施設の特性に応じた長寿命化対策により、中長期的な経費の見込みにおいて想定している耐用年数（財務省令に基づく法定耐用年数等）を 1.5 倍～2.0 倍に伸ばすことを目指します。

②点検・診断等の実施方針

インフラ系施設については、日常パトロールを定期的に行うとともに、施設分野ごと国や県から示されている基準やマニュアル等に基づき定期点検を確実に実施します。

なお、点検・診断等のデータについては、一元的に集約・蓄積し、全庁で情報を共有し老朽化対策等に活用していきます。

③維持管理・更新等の実施方針

点検・診断等の結果をもとに、維持管理・更新等のサイクルを構築し、計画的な管理体制を構築します。

④安全確保の実施方針

日常点検や市民からの要望・通報等により状態を把握した結果、早急に安全確保を図る必要がある場合は、適切に対応します。

⑤耐震化の実施方針

施設分野ごと優先順位を明確にした上で耐震化を行い、地震による災害の防止に努めます。

⑥長寿命化の実施方針

長寿命化を図り、可能な限り既存施設の供用を継続します。また、新設、改修、更新の費用を抑えつつ、集中的な投資を抑制します。

⑦ユニバーサルデザイン化の推進方針

インフラ系施設の改修等を行う際は、高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの街づくりを推進します。

⑧脱炭素化の推進方針

「たはらエコ・ガーデンシティ推進計画」を踏まえ、施設のダウンサイジングや、環境に配慮した統廃合に取り組み、維持管理や更新整備に係る電力消費量の抑制を図り、脱炭素化を推進します。

⑨統合や廃止の推進方針

インフラ系施設は市民にとって生活をする上で必要な施設であることから、施設の統合や廃止ではなく、施設の長寿命化で対応することが原則となりますが、設置目的が時代のニーズとマッチしていない施設や人口減少に伴い需要の低下が見込まれる施設については、統合や廃止を検討します。

⑩総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

インフラ系施設は、施設分野ごと高い専門性が求められることから、専門的な研修に参加し、職員の技術力向上を図ります。

（３）個別施設計画の策定方針

個別施設計画の策定については、施設分野（中分類）ごと予防保全型維持管理の考え方を前提に定めるものとしますが、以下に掲げる施設については、各施設管理者の判断に委ねます。

○施設規模が小さく、予防保全型維持管理によるトータルコストの縮減効果が限定的であり、経済性や効率性を考慮すると、事後保全で対応するほうが効果的な施設

○廃止が予定されている施設

５　長寿命化対策を反映した場合の更新等に係る中長期的な経費の見込み

【公共施設（建築物）】

※個別施設計画策定施設を対象として比較。令和 2 年度末時点。

（１）耐用年数経過時に単純更新した場合の投資的経費の見込み

長寿命化対策をせず、事後保全型で耐用年数経過時に単純更新した場合、修繕・改修・更新等のコスト見込みは、令和 3 年度から本計画の計画期間である令和 19 年度までの 17 年間で、約 756 億円と試算されます。

	合計費用	年当たりの平均費用	備考
17 年間の費用	約 756 億円	約 44.5 億円	目標使用年数 60 年で試算

※　修繕、改修及び建替の周期は、それぞれ 15 年、30 年、60 年と設定し、費用を算出

※　投資的経費は、維持補修費及び普通建設事業費の合計

（２）長寿命化対策を反映した場合の投資的経費の見込み

各課が策定した個別施設計画に基づき、予防保全型による長寿命化対策を図った場合、修繕・改修・更新等のコスト見込みは、令和 3 年度から本計画の計画期間である令和 19 年度までの 17 年間で、約 398 億円と試算されます。

	合計費用	年当たりの平均費用	備考
17 年間の費用	約 398 億円	約 23.4 億円	個別施設計画の対策を反映

※　修繕、改修及び建替の周期は、それぞれ 20 年、40 年、80 年と設定し、個別施設計画の対策内容を踏まえて費用を算出

（３）対策の効果額

従来の事後保全型で単純更新した場合と個別施設計画に基づき予防保全型による長寿命化を図った場合を比較すると、令和 3 年度から本計画の計画期間である令和 19 年度までの 17 年間で、約 358 億円のコスト削減が見込まれます。

単なる長寿命化改修による効果だけでなく、施設の統廃合や民営化、複合化を見据えた長寿命化改修工事の先送りなど、様々な要因が影響し、大幅な縮減が見込まれています。

	17 年間の合計費用	年当たりの平均費用	備考
事後保全型	約 756 億円	約 44.5 億円	目標使用年数 60 年で試算
予防保全型	約 398 億円	約 23.4 億円	個別施設計画の対策を反映
効果額	▲約 358 億円	▲約 21.1 億円	

※対策にあたっては、財政措置のある地方債（公共施設等適正管理推進事業債等）や基金（大規模事業推進基金等）を有効活用し、事業の平準化や財政負担の軽減に配慮しながら推進していきます。

６　ＰＤＣＡサイクルの推進方針

公共施設等は施設類型ごとに維持管理や更新に関する対応が異なることから、施設類型ごとに作成する個別施設計画に基づき、毎年度、進捗状況等を評価します。総合管理計画は、個別施設計画の評価結果や対策内容等を常に反映させることに努め、計画内容を充実させるために計画期間内でも随時見直しを行います。

なお、本計画の着実な推進に向け、公共施設等の情報を管理・集約する部署が中心となって、関係部署と連携しながら進行管理を行い、その進捗状況については、議会や市民に対し積極的な情報提供を行います。

（１）公共施設（建築物）に関する計画の進行管理

公共施設（建築物）に関する計画の進行管理については、施設類型ごとに係る費用を毎年度把握し、削減状況等を確認するとともに、以下の視点に基づき、定量的・定常的な評価・検証を行い、公共サービスの維持、向上や効率的な維持管理等に努めます。

《検証に必要な視点》	
○財政的な視点	・将来目標の達成への貢献度はどの程度か ・将来の LCC（ライフサイクルコスト）は低減されるのか ・行政が提供する必要が本当にあるのか
○サービスの供給における視点	・利用状況とサービスの提供の規模は適切か ・施設が効率的に活用され、良好なサービスが提供されているか ・民間事業者等によるサービスの提供状況はどの程度か
○まちづくりにおける視点	・市民ニーズ、社会情勢に見合ったものとなっているか ・再配置によって、必要なサービス機能が失われることはないか ・交通アクセスが良好で市民にとって使いやすいものとなっているか

（２）インフラ系施設に関する計画の進行管理

インフラ系施設に関する計画の進行管理については、施設分野ごとに策定する個別施設計画に基づき進捗状況を確認し、効率的な維持管理等に努めます。

第４章　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

※複数の建物で構成している施設は、主要な建物を基準に記載しています。

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（以下、「個別施設方針」という。）を中分類ごとに定めます。

なお、個別施設方針は、施設類型の特性を踏まえ必要な事項について定めることとされているため、特に記述のない方針については、第３章で記述する市全体の方針と同様とします。

また、各施設は、本計画との整合性を図りながら、施設類型ごとに策定する個別施設計画に基づき管理を行います。

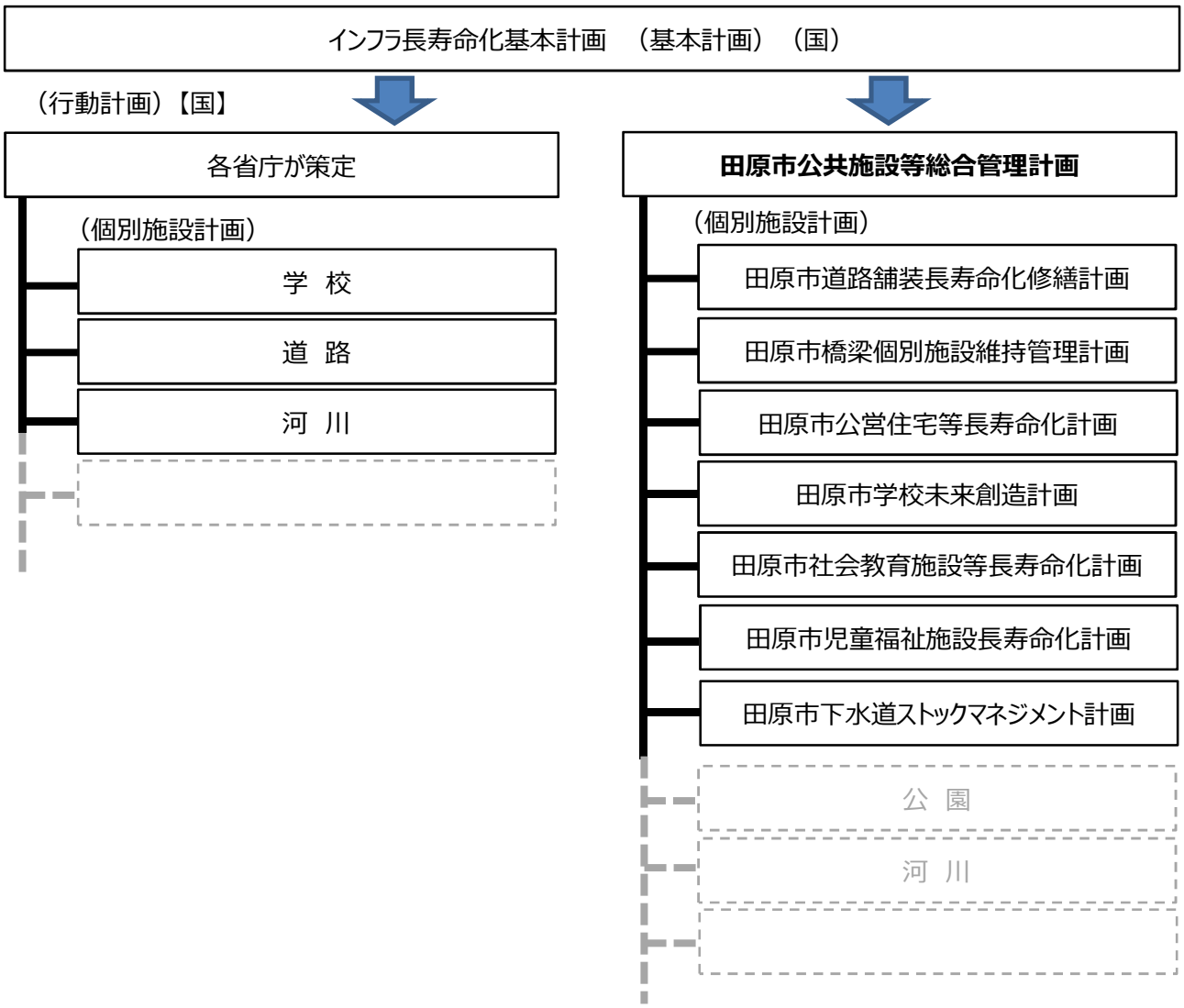

図 20　公共施設等総合管理計画の位置付け

1　公共施設（建築物）

（１）庁舎等施設

中分類	施設名称	建築年度	R3 末延べ床面積（㎡）	所管課
庁舎・支所等	**田原市役所本庁舎**	S32 H19	15,880.23	財政課
庁舎・支所等	**田原市役所赤羽根市民センター**	S53	3,162.42	赤羽根市民センター
庁舎・支所等	**田原市役所渥美支所**	S58	6,374.96	地域課
庁舎・支所等	田原市役所分庁舎	S42	270.40	財政課
庁舎・支所等	田原市役所渥美支所分庁舎	S53	286.56	地域課
	5 施設		**25,974.57**	

※太字は、個別施設計画対象施設

《施設概要》

○市の行政事務を行うとともに、市民に必要な行政サービスを提供することを目的として設置しています。

○本庁舎のほかに、赤羽根地域を所管区域とする赤羽根市民センター、渥美地域を所管区域とする渥美支所があります。

○本庁舎と渥美支所は、災害発生時、主たる災害復旧活動の拠点施設となっており、赤羽根市民センターは、地区防災活動拠点となっています。

《課題》

【本庁舎】

○北庁舎については、築年数が 60 年以上経過しており、大規模改修、建替え等の検討が必要となっています。

○北庁舎の空調機器については、操作盤、屋外機等の老朽化に伴い、改修が必要となっています。

【赤羽根市民センター】

○築年数が 40 年以上経過しており、施設・設備の老朽化が進んでいます。

○施設の規模の妥当性、サービスのあり方等を検討する必要があります。

【渥美支所】

○平成 28 年度から公共的団体へ施設の大部分を貸し付けています。今後の施設機能の最適なあり方を検討していく必要があります。

《個別施設方針》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○本庁舎については、現状の規模や機能を維持しつつ、劣化の状況を把握し、適切な時期に施設の改修・修繕等を行います。 ○赤羽根市民センターについては、施設の状態や利用状況等によって、サービスのあり方等を検討します。 ○渥美支所については、施設の状態や利用状況等によって、公共的団体等への譲渡を検討するとともに、周辺にある公共施設等との複合化についても検討します。

《個別施設計画》

○田原市庁舎等施設長寿命化計画（令和 3 年 3 月策定）

（２）市民館等施設

中分類	施設名称	建築年度	R3 末延べ床面積（㎡）	所管課
市民館	**六連市民館**	S59	543.90	生涯学習課
市民館	**神戸市民館**	S55	1,242.13	生涯学習課
市民館	**大草市民館**	H2	533.71	生涯学習課
市民館	**田原東部市民館**	H14	899.76	生涯学習課
市民館	**田原東部市民館分館**	S50	468.18	生涯学習課
市民館	**田原南部市民館**	S61	520.48	生涯学習課
市民館	**童浦市民館**	S62	830.25	生涯学習課
市民館	**田原中部市民館**	S62	699.86	生涯学習課
市民館	**衣笠市民館**	S61	1,144.99	生涯学習課
市民館	**野田市民館**	S45	582.99	生涯学習課
市民館	**高松市民館**	H17	896.46	生涯学習課
市民館	**赤羽根市民館**	H17	899.77	生涯学習課
市民館	**若戸市民館**	H17	897.87	生涯学習課
市民館	**和地市民館**	H11	394.18	生涯学習課
市民館	**堀切市民館**	S56	656.66	生涯学習課
市民館	**伊良湖市民館**	S53	1,465.20	生涯学習課
市民館	**亀山市民館**	S58	352.44	生涯学習課
市民館	**中山市民館**	S50	1,008.37	生涯学習課
市民館	**福江市民館**	H21	1,082.54	生涯学習課
市民館	**清田市民館**	S56	605.71	生涯学習課
市民館	**泉市民館**	S61	760.84	生涯学習課
集会所等	夕陽が浜集会所	H12	160.15	建築課
	22 施設		**16,646.44**	

※太字は、個別施設計画対象施設

《施設概要》

○市民館は、社会教育法に基づき市が設置している社会教育施設で、地域における生涯学習、芸術及び文化に関する各種事業を行うほか、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する場として、市内 20 か所に整備しています。

○また、市民館は地域コミュニティ活動の拠点施設とも位置付けており、指定管理者制度により管理運営をコミュニティ協議会に委託しています。

○集会所は、団地開発において、開発地区内の新規住民の速やかなコミュニティの形成を図ることを目的に設置しています。

《課題》

○多くの施設で築年数が 30 年以上経過し、施設・設備の老朽化が進んでいます。

《個別施設方針（市民館）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○地域コミュニティ活動の拠点としての機能を重視しつつ、他の公共施設等との複合化や機能の集約化等を検討します。

《個別施設方針（集会所等）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○利用状況等を考慮し、地元自治会が所有権を持てる段階となった時点で、地元譲渡等を検討します。

《個別施設計画》

○田原市社会教育施設等長寿命化計画（令和３年３月策定）

（３）生涯学習施設

中分類	施設名称	建築年度	R3 末延べ床面積（㎡）	所管課
博物館等	**田原市博物館**	H4	2,264.36	文化財課
博物館等	**文化財収蔵庫**	S33	245.13	文化財課
博物館等	**田原市民俗資料館**	S5	608.58	文化財課
博物館等	**田原市渥美郷土資料館**	S57	1,891.73	文化財課
博物館等	**吉胡貝塚史跡公園**	H19	540.55	文化財課
博物館等	**田原市皿焼古窯館**	H6	180.00	文化財課
博物館等	**ふるさと教育センター**	S59	4,300.00	生涯学習課
図書館	**中央図書館**	H12	3,972.00	図書館
図書館	**赤羽根図書館**	H4	341.00	図書館
図書館	**渥美図書館**	H6	1,693.00	図書館
	10 施設		**16,036.35**	

※太字は、個別施設計画対象施設

《施設概要》

○博物館等は、歴史、考古、民俗、美術等に関する資料を収集し、保管又は展示して一般公衆の利用に供し、あわせて博物館資料に関する調査研究を行い、郷土文化の向上に寄与することを目的として設置しています。

○吉胡貝塚史跡公園は、日本を代表する国指定史跡吉胡貝塚の保存及び活用を図るとともに、郷土に残る文化遺産に関する市民の関心を高め、縄文の資料館として設置しています。

○図書館は、市民の資料や情報に対する要求に応え、自由で公平な資料の提供を中心とする諸活動によって、市民の文化、教養、調査、研究、レクリエーション等の生涯にわたる学習活動を積極的に援助し、かつ、人々の交流とコミュニティ活動の推進に寄与することを目的として設置しています。

《課題》

○築年数が 30 年以上経過している施設も多く、施設・設備の老朽化が進んでいます。

《個別施設方針（博物館等）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○施設の劣化度や利用状況等を考慮し、他の公共施設等との統合や複合化等を検討します。 ○施設の管理・運営について、民間活用を検討します。

《個別施設方針（図書館）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○図書館部分の運営については市の直営とします。 ○他の公共施設等との複合化や、他分野と連携した多機能化を検討します。

《個別施設計画》

○田原市社会教育施設等長寿命化計画（令和 3 年 3 月策定）

（４）文化施設

中分類	施設名称	建築年度	R3 末延べ床面積（㎡）	所管課
文化会館等	**田原市生涯学習施設**	H12	5,172.94	生涯学習課
文化会館等	**田原文化広場**	S57	4,093.91	生涯学習課
文化会館等	**赤羽根文化ホール**	H4	2,273.40	生涯学習課
文化会館等	**渥美文化会館**	H6	4,746.35	生涯学習課
文化会館等	**池ノ原会館**	H12	281.94	文化財課
文化会館等	**池ノ原幽居**	―	140.62	文化財課
文化会館等	**崋山会館**	S48	2,296.86	文化財課
	7 施設		**19,006.02**	

※太字は、個別施設計画対象施設

《施設概要》

○文化施設は、市民の教育と文化の振興、健康の増進を図り住民福祉の向上に寄与することを目的として設置しています。

○赤羽根地域には赤羽根文化ホール、渥美地域には渥美文化会館が整備されており、渥美文化会館には、農業の振興、農村生活の改善及び地域住民の生活文化の向上を図るための施設も併設しています。

○崋山会館は、地域文化の振興を図ることを目的に設置しており、コンベンション機能を有しております。

《課題》

○築年数が 30 年以上経過している施設も多く、施設・設備の老朽化が進んでいます。

《個別施設方針（文化会館等）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○施設の利用率が著しく低下している施設は、規模や機能について見直しを検討します。 ○施設の劣化度や利用状況等を考慮し、他の公共施設等との統合や複合化等を検討します。 ○近隣自治体との連携の可能性を検討します。 ○施設の管理・運営について、民間活用を検討します。

《個別施設計画》

○田原市社会教育施設等長寿命化計画（令和 3 年 3 月策定）

（５）体育施設

中分類	施設名称	建築年度	R3 末延べ床面積（㎡）	所管課
スポーツ施設等	**総合体育館**	S53	4,278.33	生涯学習課
スポーツ施設等	**赤羽根文化広場ふれあい会館**	S61	725.40	生涯学習課
スポーツ施設等	**渥美運動公園**	S57	3,990.22	生涯学習課
スポーツ施設等	**滝頭公園**	S47	788.37	街づくり推進課
スポーツ施設等	**白谷海浜公園**	H12	1,535.74	街づくり推進課
スポーツ施設等	**中央公園**	H14	675.28	生涯学習課 街づくり推進課
スポーツ施設等	**緑が浜運動公園・緑が浜公園**	S60	693.48	生涯学習課 街づくり推進課
	7 施設		**12,686.82**	

※太字は、個別施設計画対象施設

《施設概要》

○体育施設は、スポーツ、レクリエーション等の需要に対応するための総合公園、市民の余暇活動、スポーツ施設等の需要に対応するための運動公園など、スポーツの振興を図り、住民福祉の向上に寄与することを目的として設置しています。

《課題》

○多くの施設で築年数が 30 年以上経過しており、施設・設備の老朽化が進んでいます。

《個別施設方針（スポーツ施設等）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○施設の利用率が著しく低下している施設は、規模や機能について見直しを検討します。 ○施設の劣化度や利用状況等を考慮し、他の公共施設等との統合や複合化等を検討します。 ○施設の管理・運営について、民間活用を検討します。

《個別施設計画》

○田原市社会教育施設等長寿命化計画（令和 3 年 3 月策定）

（６）児童福祉施設

中分類	施設名称	建築年度	R3 末延べ床面積（㎡）	所管課
保育園	**六連保育園**	S61	764.82	子育て支援課
保育園	**東部保育園**	S50	877.42	子育て支援課
保育園	**神戸保育園**	S49	794.93	子育て支援課
保育園	**大草保育園**	S52	700.10	子育て支援課
保育園	**第一保育園**	S59	1,304.79	子育て支援課
保育園	**中部保育園**	S53	1,264.80	子育て支援課
保育園	**野田保育園**	S51	940.88	子育て支援課
保育園	**高松保育園**	S55	676.09	子育て支援課
保育園	**赤羽根保育園**	S55	675.36	子育て支援課
保育園	**若戸保育園**	S55	666.24	子育て支援課
保育園	**伊良湖岬保育園**	H18	1,785.88	子育て支援課
保育園	**清田保育園**	S54	1,080.95	子育て支援課
保育園	**福江保育園**	S53	1,464.91	子育て支援課
保育園	**中山保育園**	S56	1,029.56	子育て支援課
保育園	**小中山保育園**	S52	2,084.92	子育て支援課
保育園	**泉保育園**	S55	1,371.38	子育て支援課
保育園	**稲場保育園**	H26	1,431.98	子育て支援課
児童館等	**田原児童センター**	H14	497.29	子育て支援課
児童館等	**児童発達支援センター**	S52	725.00	子育て支援課
児童館等	**児童発達支援センター分館**	S54	1,273.52	子育て支援課
児童館等	**田原市親子交流館**	H30	1,480.17	親子交流館
児童館等	おひさま病後児保育室	S61	196.50	子育て支援課
	22 施設		**23,087.49**	

※太字は、個別施設計画対象施設

《施設概要》

○保育園は、保護者の就労又は疾病等の理由により家庭で保育することができない児童を保育するため、認可保育所として設置しています。

○児童センターは、健全な遊びの提供や指導を通して、児童の健康増進や豊かな情操を育む等の健全育成を推進するため、児童厚生施設として設置しています。

○廃止した保育園を利活用し、発達に支援が必要な児童及びその保護者を対象とした児童発達支援センターを設置しています。

○令和 2 年度には、北部・山北保育園を統合し、童浦こども園へ移行し民営化しました。

○令和 4 年度には、高松・赤羽根・若戸保育園を統合し、あかばねこども園へ移行し民営化しました。

○田原市親子交流館は、雨の日でも親子で楽しく遊べ、多様な世代が交流・活動する場として、また切れ目ない子育て支援サービスを提供するための子育て支援の拠点施設として設置しています。

《課題》

○多くの施設で築年数が 30 年以上経過しており、施設・設備の老朽化が進んでいます。

○園児数が少ない小規模園については、統合を検討する必要があります。

《個別施設方針（保育園）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○保育サービスの充実を図るため、公立保育園としての機能の充実や施設の統合・民営化による民間サービスの活用などを検討します。 ○更新が必要な施設ついては、近隣保育園との統合を検討します。 ○３歳以上の園児数が５０人未満の保育園については、統合の検討対象とします。 ○施設の配置や園児数などの条件が整う施設については、民営化への移行を検討します。

《個別施設方針（児童館等）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○利用状況や利用ニーズ等の変化を考慮し、機能やサービスの見直しを検討します。

《個別施設計画》

○田原市児童福祉施設長寿命化計画（令和２年６月策定）

（７）衛生施設

中分類	施設名称	建築年度	R3 末延べ床面積（㎡）	所管課
資源化センター等	**旧田原リサイクルセンター**	S60	1,854.42	廃棄物対策課
資源化センター等	**東部資源化センター**	H6	994.44	廃棄物対策課
資源化センター等	**第二東部最終処分場**	H19	681.45	廃棄物対策課
資源化センター等	**赤羽根環境センター**	H6	1,282.04	廃棄物対策課
資源化センター等	**渥美資源化センター**	S51	745.10	廃棄物対策課
資源化センター等	**渥美最終処分場**	H7	322.00	廃棄物対策課
資源化センター等	**田原リサイクルセンター炭生館**	H17	3,946.23	廃棄物対策課
斎場	**田原斎場**	H11 R2	4,554.11	環境政策課
下水施設	堆肥処理施設	H3	2,571.29	農政課
その他	東部中学校測定局	―	7.56	環境政策課
	10 施設		**16,958.64**	

※太字は、個別施設計画対象施設

《施設概要》

○資源化センターは、市内から排出される一般廃棄物を衛生的に処理し、生活環境の向上を図ることを目的として設置しています。

○田原リサイクルセンター炭生館は、PFI 事業で整備され、令和 2 年度から市有施設となっています。

○斎場は、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく火葬を行い、公衆衛生その他の公共の福祉の向上を図ることを目的として設置しています。

《課題》

○築年数が 30 年以上経過している施設も多く、施設・設備の老朽化が進んでいます。

《個別施設方針（資源化センター等）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○資源化・環境センターは、施設の適正化を図るため、統合等について検討します。 ○炭生館は、令和 7 年度から開始予定の豊橋市とのごみ処理広域化に合わせて、広域化するまでの管理・運営とします。 ○令和 6 年度末までに、ごみ中継施設の整備を目指します。

《個別施設方針（斎場）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○斎場という特殊性のある公共施設であるため、市民サービスを充実しつつ、民間活用を含めた最適な施設管理・運営方法を検討します。

《個別施設方針（下水施設）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○施設の管理・運営について、民間活用を検討します。 ○民間事業者等への譲渡等を検討します。

《個別施設方針（その他）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○施設規模が小さく、予防保全型維持管理によるトータルコストの縮減効果が限定的であるため、事後保全により対応します。

《個別施設計画》

○田原市斎場施設長寿命化計画（令和３年３月策定）

○田原市廃棄物処理施設長寿命化計画（令和３年３月策定）

（８）保健・福祉施設

中分類	施設名称	建築年度	R3 末延べ床面積（㎡）	所管課
福祉センター等	**田原市田原福祉センター**	H2	7,440.48	地域福祉課
福祉センター等	**田原市赤羽根福祉センター**（デイサービス部分を含む）	H13	2,201.49	地域福祉課
福祉センター等	**田原市渥美福祉センター**（デイサービス部分を含む）	H12	4,126.72	健康課
福祉センター等	**田原市赤羽根診療所**	H13	291.00	健康課
その他	田原市南番場公舎	S49	103.47	健康課
	5 施設		**14,163.16**	

※太字は、個別施設計画対象施設

《施設概要》

○福祉センターは、高齢者・障がい者を始めとした住民の生活向上や交流の場、在宅における介護等の総合的なバックアップを実践する地域の拠点とした福祉の増進、また、子育て支援、乳幼児等の健診及び住民の各種健診等、健康推進を図ることを目的として設置しています。なお、赤羽根・渥美の両福祉センター内では、施設を貸与しデイサービスを行っています。

○医師空白地域の解消及び在宅医療の充実を目的とし、赤羽根福祉センター内に赤羽根診療所を開設しています。

《課題》

○田原福祉センターについては、築年数が 30 年を経過しており、施設・設備の老朽化が進んでいます。

《個別施設方針（福祉センター等）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○利用状況等を踏まえて、機能やサービスの見直しを検討します。 ○他の公共施設等との統合や複合化等を検討します。 ○民間活用によるサービスの向上や管理運営の効率化を図ります。

《個別施設方針（その他）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○ニーズに応じて利用する施設であるため、事後保全による対応を基本とします。

《個別施設計画》

○田原市保健・福祉施設長寿命化計画（令和 3 年 3 月策定）

（９）産業振興施設

中分類	施設名称	建築年度	R3 末延べ床面積（㎡）	所管課
産業振興施設	**芦ヶ池農業公園** (サンテパルク田原)	H6	6,296.00	農業公園管理事務所
	1 施設		**6,296.00**	

※太字は、個別施設計画対象施設

《施設概要》

○芦ヶ池農業公園は、都市と農村との交流の場並びに地域農業者の技術、情報及び研修の場を提供するとともに、新たな地域農畜産品などを開発し、地域産業の振興を図り、やすらぎのある健康的な農村環境を作ることを目的として設置しています。

○現在は、渥美半島の農業の魅力を発信する農業公園として、様々な体験教室が開催されています。また、四季折々の草花が咲くサンテガーデンも整備されており、市民や観光客の憩いの場の一つとなっています。

《課題》

○築年数が 30 年近く経過し、施設・設備の老朽化が進んでいます。

《個別施設方針（産業振興施設）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○管理運営体制などについて、民間事業者等との連携や民間活用を検討します。

《個別施設計画》

○田原市産業振興施設長寿命化計画（令和 3 年 3 月策定）

（10）観光施設

中分類	施設名称	建築年度	R3 末延べ床面積（㎡）	所管課
観光施設	**田原観光情報サービスセンター（道の駅田原めっくんはうす）**	H3	2,004.48	商工観光課
観光施設	**赤羽根観光情報サービスセンター（道の駅あかばねロコステーション）**	H20	1,274.99	商工観光課
観光施設	**太平洋ロングビーチ観光便益施設**	H21	124.00	商工観光課
観光施設	**田原市蔵王山展望台**	H5	855.26	商工観光課
観光施設	**田原まつり会館**	H6	695.10	商工観光課
観光施設	**田原市交流ひろば**	H25	179.89	商工観光課
便所	池尻下り畑海岸公衆便所	—	12.69	商工観光課
便所	池尻中瀬古海岸公衆便所	—	3.76	商工観光課
便所	伊良湖海水浴場公衆便所・身体障害者公衆便所	—	32.30	商工観光課
便所	宇津江公衆便所	—	17.32	商工観光課
便所	大草海岸公衆便所	—	13.26	商工観光課
便所	久美原海岸公衆便所	—	1.34	商工観光課
便所	恋路ヶ浜公衆便所	—	80.05	商工観光課
便所	蔵王山展望台屋外便所	—	49.97	商工観光課
便所	城宝寺屋外公衆便所	—	28.35	商工観光課
便所	長興寺園地公衆便所	—	27.54	商工観光課
便所	長上園地公衆便所	—	34.50	商工観光課
便所	東ヶ谷海岸公衆便所	—	14.50	商工観光課
便所	百々海岸公衆便所	—	13.26	商工観光課
便所	西脇海岸公衆便所	—	1.30	商工観光課
便所	浜田海岸公衆便所	—	1.49	商工観光課
便所	日出園地公衆便所	—	17.32	商工観光課
便所	日出駐車場公衆便所	—	62.37	商工観光課
便所	谷ノ口海岸公衆便所	—	12.00	商工観光課
便所	若見東１海岸公衆便所	—	11.70	商工観光課
便所	若見東２海岸公衆便所	—	2.60	商工観光課
その他	伊良湖海水浴場管理棟	—	68.21	商工観光課
その他	衣笠展望台	—	15.05	商工観光課
その他	越戸大山展望台	—	15.71	商工観光課
その他	蔵王山園地	—	11.50	商工観光課
その他	蔵王山展望台東屋	—	12.96	商工観光課
その他	仁崎海水浴場水浴場	—	82.37	商工観光課
その他	芭蕉句碑公園東屋	—	21.75	商工観光課
その他	古山園地東屋	—	21.75	商工観光課
	34 施設		**5,820.65**	

※太字は、個別施設計画対象施設

《施設概要》

○観光施設は、産業の振興及び観光サービスの向上を図る「道の駅」や城下町文化の保存や継承、また、自然景観、資源を有効活用した観光の振興を目的として設置しています。それぞれの施設は、本市の魅力や文化を伝え、観光地としての魅力を高めています。

《課題》

○市内の至る所に観光目的で設置された利便施設があり、適正な維持管理が必要となっています。

《個別施設方針（観光施設）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○民間活用によるサービスの向上や管理運営の効率化を図ります。 ○観光ニーズの変化に合わせて、施設の規模や配置、機能等の見直しを検討します。

《個別施設方針（便所）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○施設規模が小さく、予防保全型維持管理によるトータルコストの縮減効果が限定的であるため、維持管理については、事後保全により対応するものとします。 ○必要に応じ、トイレの高機能化、洋式化、多目的トイレの設置等を検討します。

《個別施設方針（その他）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○施設規模が小さく、予防保全型維持管理によるトータルコストの縮減効果が限定的であるため、維持管理については、事後保全により対応するものとします。

《個別施設計画》

○田原市観光施設長寿命化計画（令和３年３月策定）

（11）公営住宅等施設

中分類	施設名称	建築年度	R3 末延べ床面積（㎡）	所管課
公営住宅等	**大沢住宅**	S59	1,775.94	建築課
公営住宅等	**神戸久保川住宅**	H12	3,996.73	建築課
公営住宅等	**希望が丘住宅**	H1	6,453.85	建築課
公営住宅等	**築出住宅**	H13	2,003.84	建築課
公営住宅等	**仲瀬古住宅**	S52	1,614.25	建築課
公営住宅等	**西鎌田住宅**	S55	10,537.15	建築課
公営住宅等	**西前田住宅**	S61	3,450.49	建築課
公営住宅等	**福祉の里住宅**	H15	9,655.70	建築課
公営住宅等	**法蔵寺住宅**	H9	2,263.84	建築課
公営住宅等	**緑ヶ丘住宅**	H20	6,150.45	建築課
公営住宅等	**宮ノ前住宅**	H1	5,154.76	建築課
公営住宅等	**保美住宅**	S48	6,879.40	建築課
	12 施設		**59,936.40**	

※太字は、個別施設計画対象施設

《施設概要》

○市営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で供給する公営住宅と良質な賃貸住宅を求める中堅所得者に供給する特定公共賃貸住宅を設置しています。

○公営住宅の中に、高齢者の居住の安定と社会福祉の増進に資することを目的としたシルバーハウジングや特定公共賃貸住宅の若者向け住宅を設置しています。

《課題》

○築年数が 30 年以上経過している施設も多く、施設・設備の老朽化が進んでいます。

《個別施設方針（公営住宅等）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○施設申込者の年齢層や家族構成などを把握し、社会変化に応じた施設管理を行います。 ○地域における公営住宅の需要等を把握し、施設の更新や統合等を検討します。 ○利用（入居者）が著しく低下した施設は、廃止を検討します。 ○住宅借上げ制度や家賃補助制度の導入を検討します。 ○施設の更新にあたり、新たな建設場所を選定する場合は、市街化区域内での計画を検討します。

《個別施設計画》

○田原市公営住宅等長寿命化計画（平成 31 年 3 月策定）

（12）消防施設

中分類	施設名称	建築年度	R3 末延べ床面積（㎡）	所管課
消防署	**田原市消防署**	S62	2,234.72	消防課
消防署	**田原市消防署赤羽根分署**	H11	689.51	消防課
消防署	**田原市消防署渥美分署**	S47	1,415.12	消防課
分団詰所車庫	**東部分団１号車詰所車庫**	R2	120.00	消防課
分団詰所車庫	**東部分団２号車詰所車庫**	S63	84.80	消防課
分団詰所車庫	**神戸分団１号車詰所車庫**	H21	85.06	消防課
分団詰所車庫	**神戸分団２号車詰所車庫**	S60	82.20	消防課
分団詰所車庫	**神戸分団３号車詰所車庫**	H2	84.80	消防課
分団詰所車庫	**南部分団１号車詰所車庫**	H13	94.89	消防課
分団詰所車庫	**南部分団２号車詰所車庫**	H11	94.80	消防課
分団詰所車庫	**野田分団１号車詰所車庫**	S62	68.85	消防課
分団詰所車庫	**野田分団２号車詰所車庫**	H9	84.80	消防課
分団詰所車庫	**中部分団詰所車庫**	H6	134.28	消防課
分団詰所車庫	**童浦分団詰所車庫**	S62	158.40	消防課
分団詰所車庫	**赤羽根分団１号車詰所車庫**	H15	136.00	消防課
分団詰所車庫	**赤羽根分団２号車詰所車庫**	H16	136.00	消防課
分団詰所車庫	**赤羽根分団３号車詰所車庫**	H17	120.00	消防課
分団詰所車庫	**泉分団詰所車庫**	H26	177.55	消防課
分団詰所車庫	**福江分団１号車詰所車庫**	S59	82.40	消防課
分団詰所車庫	**福江分団２号車詰所車庫**	H30	120.00	消防課
分団詰所車庫	**福江分団３号車詰所車庫**	H28	120.00	消防課
分団詰所車庫	**福江分団４号車詰所車庫**	H27	120.00	消防課
分団詰所車庫	**伊良湖岬分団１号車詰所車庫**	R3	136.47	消防課
分団詰所車庫	**伊良湖岬分団２号車詰所車庫**	H30	120.00	消防課
分団詰所車庫	**伊良湖岬分団３号車詰所車庫**	H27	120.00	消防課
	25 施設		**6,820.65**	

※太字は、個別施設計画対象施設

《施設概要》

○消防施設は、火災等の災害から市民等を守ることを目的とした消防活動の拠点として設置しています。

《課題》

○渥美分署については、築年数が 50 年近く経過しており、施設・設備の老朽化が進んでいます。

○分団詰所車庫のうち、築年数が 30 年以上経過している施設も多く、施設・設備の老朽化が進んでいます。また、分団によっては、団員の確保が難しくなってきています。

《個別施設方針（消防署）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○市域が東西に広い半島という特性も踏まえ、田原地域・赤羽根地域・渥美地域それぞれに必要不可欠な施設であるため、各地域に１か所ずつの現状の規模と配置を維持します。

《個別施設方針（分団詰所車庫）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○更新の際は、適正な規模の施設となるように配慮します。 ○団員数等の状況によっては、分団や地域等と相談しながら統合等を検討します。

《個別施設計画》

○田原市消防施設長寿命化計画（令和３年３月策定）

（13）学校教育施設

中分類	施設名称	建築年度	R3 末延べ床面積（㎡）	所管課
小学校	**六連小学校**	S50	2,182.00	教育総務課
小学校	**神戸小学校**	S47	6,321.00	教育総務課
小学校	**大草小学校**	S52	2,382.56	教育総務課
小学校	**田原東部小学校**	S44	3,472.76	教育総務課
小学校	**田原南部小学校**	S42	2,607.00	教育総務課
小学校	**童浦小学校**	S43	4,478.51	教育総務課
小学校	**田原中部小学校**	S9	6,425.00	教育総務課
小学校	**衣笠小学校**	S59	4,400.00	教育総務課
小学校	**野田小学校**	H20	4,442.50	教育総務課
小学校	**高松小学校**	S44	3,099.00	教育総務課
小学校	**赤羽根小学校**	S42	4,228.00	教育総務課
小学校	**若戸小学校**	S47	3,505.00	教育総務課
小学校	**亀山小学校**	S47	2,386.08	教育総務課
小学校	**中山小学校**	H14	5,210.00	教育総務課
小学校	**福江小学校**	S33	4,580.00	教育総務課
小学校	**清田小学校**	S39	3,146.51	教育総務課
小学校	**泉小学校**	S32	4,284.87	教育総務課
小学校	**伊良湖岬小学校**	R3	4,112.39	教育総務課
中学校	**東部中学校**	S60	10,070.00	教育総務課
中学校	**田原中学校**	S57	10,208.00	教育総務課
中学校	**赤羽根中学校**	S42	6,366.00	教育総務課
中学校	**福江中学校**	S38	7,324.82	教育総務課
その他（学校教育）	**田原市給食センター**	H25	5,527.34	教育総務課
その他（学校教育）	ＡＬＴ住宅	H13	232.05	学校教育課
	24 施設		**110,991.39**	

※太字は、個別施設計画対象施設

《施設概要》

○小学校は、心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とし、中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的として設置しています。

○給食センターは、園児、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するための給食を提供し、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養うことを目的として設置しています。

《課題》

○多くの施設で築年数が 30 年以上経過しており、施設・設備の老朽化が進んでいます。

《個別施設方針（小学校・中学校）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○統合により廃止される施設については、施設の状態や耐用年数によって、他の用途や民間事業者等による活用を検討します。 ○長寿命化に伴う改修等を行う際は、児童・生徒・教職員等の安全・安心性、快適性、学習環境への適応性、環境への適応性、更には避難所施設としての防災面を考慮した地域の核となる施設整備を推進します。 ○統合を検討する際は、教育的観点に基づく特色ある学校や地域づくりに配慮します。

《個別施設方針（その他（学校教育））》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○給食センターについては、園児・児童・生徒の減少等、給食の必要数に大きな変化が生じた場合は、規模・機能の見直しを検討します。また、民間活用により管理運営の効率化を図ります。 ○ＡＬＴ住宅については、施設規模が小さく、予防保全型維持管理によるトータルコストの縮減効果が限定的であるため、事後保全により対応するものとします。

《個別施設計画》

○田原市学校未来創造計画（令和元年５月策定）

（14）その他施設

中分類	施設名称	建築年度	R3 未延べ床面積（㎡）	所管課
公園施設	笠山農村公園	H18	17.63	農政課
公園施設	かじた池公園	H18	7.27	農政課
公園施設	亀山農村広場	H5	17.55	農政課
公園施設	高松東部農村広場	H3	12.00	農政課
公園施設	高松農村広場	H1	12.00	農政課
公園施設	若見農村広場	H4	12.00	農政課
公園施設	初立池公園	H12	20.60	農政課
公園施設	赤石１号公園	H4	5.50	街づくり推進課
公園施設	赤石２号公園	H7	8.37	街づくり推進課
公園施設	赤石４号公園	H10	14.06	街づくり推進課
公園施設	赤石３号公園	H7	39.33	街づくり推進課
公園施設	赤羽根文化の森	—	70.00	街づくり推進課
公園施設	浦片１号公園	H28	9.00	街づくり推進課
公園施設	浦片２号公園	H29	10.89	街づくり推進課
公園施設	大久保公園	H28	18.88	街づくり推進課
公園施設	大手公園	H17	40.20	街づくり推進課
公園施設	片西１号公園	H20	28.00	街づくり推進課
公園施設	萱町交差点ポケットパーク	H29	10.49	街づくり推進課
公園施設	神戸第一公園	S59	10.92	街づくり推進課
公園施設	築出公園	H21	3.53	街づくり推進課
公園施設	衣笠の森山小屋・東屋	—	52.00	街づくり推進課
公園施設	神戸第二公園	H4	3.00	街づくり推進課
公園施設	汐見公園	—	31.50	街づくり推進課
公園施設	新清谷公園	S56	9.94	街づくり推進課
公園施設	つばき公園	H9	22.53	街づくり推進課
公園施設	西浦公園	H20	7.29	街づくり推進課
公園施設	八軒家公園	H18	9.43	街づくり推進課
公園施設	晩田公園	S63	3.83	街づくり推進課
公園施設	姫見台公園	H3	5.50	街づくり推進課
公園施設	福江公園	H28	55.82	街づくり推進課
公園施設	木綿台公園	H4	5.50	街づくり推進課
公園施設	やぐま台１号公園公衆便所	H14	7.60	街づくり推進課
公園施設	夕陽が浜西公園	H11	12.38	街づくり推進課
公園施設	夕陽が浜東公園	H10	7.35	街づくり推進課
公園施設	吉胡台なかよし公園	H14	15.46	街づくり推進課
公園施設	臨海緑地	—	33.37	街づくり推進課
公園施設	赤東運動広場	H1	9.94	生涯学習課
公園施設	池尻運動広場	S61	9.94	生涯学習課
公園施設	越戸運動広場	H1	9.94	生涯学習課
公園施設	神戸運動公園便所	H2	24.05	生涯学習課
公園施設	東部運動公園便所	H1	23.50	生涯学習課
公園施設	岡ノ越公園	H5	10.02	生涯学習課
便所	西ノ浜海浜の森公衆便所	H5	17.00	農政課
便所	伊川津漁港公衆便所	H9	17.00	維持管理課
便所	宇津江漁港海岸公衆便所	H21	31.33	維持管理課
便所	泉港公衆便所	H8	7.00	維持管理課
便所	姫島漁港屋外便所	H1	18.49	維持管理課
便所	赤石緑道公衆便所	—	24.00	街づくり推進課
便所	渥美の森公衆便所	H1	34.64	街づくり推進課
便所	権現の森公衆便所	H8	35.00	街づくり推進課
便所	緑が浜２号緑地公衆便所	H16	29.49	街づくり推進課
便所	福江保育園屋外公衆便所	H30	9.98	街づくり推進課

中分類	施設名称	建築年度	R3 末延べ床面積（㎡）	所管課
農業施設	田原緑花センター	H1	1,180.20	街づくり推進課
農業施設	赤羽根緑花センター	—	791.45	街づくり推進課
農業施設	渥美緑花センター	H6	486.00	街づくり推進課
防災備蓄倉庫等	**田原市拠点防災備蓄倉庫(田原市報民倉)**	H15	288.96	防災対策課
防災備蓄倉庫等	池尻防災カメラ機器収納施設	H25	14.19	防災対策課
防災備蓄倉庫等	田原市防災倉庫(旧田原市水防倉庫)	—	33.12	防災対策課
防災備蓄倉庫等	避難所用防災備蓄倉庫(田原中学校)	H20	50.00	防災対策課
防災備蓄倉庫等	避難所用防災備蓄倉庫(田原中部小学校)	H18	50.06	防災対策課
防災備蓄倉庫等	防災格納庫(成章高校)	H21	2.53	防災対策課
防災備蓄倉庫等	防災備蓄倉庫(中山校区)	H17	29.89	防災対策課
防災備蓄倉庫等	福江白石防災備蓄倉庫	H16	29.89	防災対策課
防災備蓄倉庫等	防災備蓄倉庫(赤羽根校区)	H18	20.63	防災対策課
防災備蓄倉庫等	防災備蓄倉庫(伊良湖地区)	H20	20.64	防災対策課
防災備蓄倉庫等	防災備蓄倉庫(大草校区北神)	H10	22.79	防災対策課
防災備蓄倉庫等	防災備蓄倉庫(衣笠校区栄巌)	H10	20.00	防災対策課
防災備蓄倉庫等	防災備蓄倉庫(清田校区)	H20	20.64	防災対策課
防災備蓄倉庫等	防災備蓄倉庫(神戸校区前畑)	H10	20.00	防災対策課
防災備蓄倉庫等	防災備蓄倉庫(高松校区)	H18	21.42	防災対策課
防災備蓄倉庫等	防災備蓄倉庫(田原中部校区 松下駐車場)	H9	20.00	防災対策課
防災備蓄倉庫等	防災備蓄倉庫(田原中部校区 セントファーレ前)	H16	49.60	防災対策課
防災備蓄倉庫等	防災備蓄倉庫(田原東部校区 奥谷)	H10	20.00	防災対策課
防災備蓄倉庫等	防災備蓄倉庫(田原南部校区 北浅場)	H12	22.79	防災対策課
防災備蓄倉庫等	防災備蓄倉庫(野田校区籠田)	H11	22.79	防災対策課
防災備蓄倉庫等	防災備蓄倉庫(堀切地区)	H20	20.64	防災対策課
防災備蓄倉庫等	防災備蓄倉庫(六連校区宮ノ西)	H10	22.79	防災対策課
防災備蓄倉庫等	防災備蓄倉庫(若戸校区)	H18	21.42	防災対策課
防災備蓄倉庫等	防災備蓄倉庫(童浦校区原屋敷)	H16	21.47	防災対策課
防災備蓄倉庫等	笠山農村広場防災備蓄倉庫	H28	48.59	防災対策課
防災備蓄倉庫等	防災備蓄倉庫(福江校区)	H28	20.00	防災対策課
防災備蓄倉庫等	防災備蓄倉庫(泉校区)	H19	20.64	防災対策課
防災備蓄倉庫等	防災備蓄倉庫(亀山校区)	H19	20.64	防災対策課
防災備蓄倉庫等	防災備蓄倉庫(和地地区)	H19	20.64	防災対策課
防災備蓄倉庫等	小中山地区津波避難施設備蓄倉庫（小中山保育園）	R2	6.74	防災対策課
防災備蓄倉庫等	田原市水防倉庫	H18	543.74	維持管理課
防災備蓄倉庫等	江比間水防倉庫	S58	33.44	維持管理課

中分類	施設名称	建築年度	R3 末延べ床面積（㎡）	所管課
防災備蓄倉庫等	福江水防倉庫	S59	33.44	維持管理課
防災備蓄倉庫等	中山水防倉庫	H9	33.44	維持管理課
駐車場	**セントファーレ公共駐車場**	H16	6,537.01	商工観光課
駐車場	**田原駅南公共駐車場**	H22	8,096.09	街づくり推進課
キャンプ場	**田原市江比間野外活動センター**	S50	894.32	生涯学習課
キャンプ場	**谷ノ口公園**	H24	486.07	街づくり推進課
宿泊施設	ふれあいの館(保養所)	H1	787.09	企画課
その他	田原市交通公園	H15	141.00	総務課
その他	旧福江市民館	S56	828.98	財政課
その他	白谷倉庫(旧西部保育園)	―	185.14	財政課
その他	旧土木第 6 事務所	―	179.40	財政課
その他	旧福江保育園	―	214.75	財政課
その他	旧渥美斎場	S55	462.68	環境政策課
その他	旧田原デイサービスセンター	H10	1,238.12	高齢福祉課
その他	バス待合所（総合体育館）	H27	5.16	街づくり推進課
その他	バス待合所（野田）	H28	36.10	街づくり推進課
その他	バス待合所（レイ前）	H27	5.92	街づくり推進課
その他	バス待合所（福祉センター）	H28	5.16	街づくり推進課
その他	三河田原駅駐輪場	H26	192.32	街づくり推進課
その他	三河田原駅ロータリー施設	H25	484.18	街づくり推進課
その他	まちなか広場回廊	H30	309.70	街づくり推進課
その他	ほりきり広場トイレ	H30	7.14	街づくり推進課
その他	神戸駅駐輪場	H9	40.00	街づくり推進課
その他	大草バス停	―	10.70	建築課
その他	旧伊良湖岬小学校（旧和地小学校）	S36	2,924.29	教育総務課
その他	旧泉中学校	S34	4,055.49	教育総務課
その他	旧伊良湖小学校	S31	1,122.00	スポーツ課
その他	旧堀切保育園	S61	566.43	スポーツ課
	116 施設		**35,229.28**	

※太字は、個別施設計画対象施設

《施設概要》

○田原市報民倉は、田原市の拠点備蓄倉庫として食糧や資機材などを保管しています。

○公共駐車場は、セントファーレ公共駐車場と田原駅南公共駐車場があり、両施設は、市民の利便性に加え、中心市街地の活性化に寄与することを目的として設置しています。

○田原市江比間野外活動センターは、健全な青少年の育成を図ることを目的として、青年の家及びキャンプ場を設置しており、田原市と豊橋市が共同で運営しています。

○谷ノ口公園は、自然の魅力を活かした多様な体験、交流及び学習が可能な野外レクリエーション活動の拠点施設として設置しています。

《課題》

○築年数が 30 年以上経過している施設も多く、施設・設備の老朽化が進んでいます。

《個別施設方針（公園施設）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○利用状況等によっては、民間事業者等への譲渡等も検討します。 ○利用率が低く、劣化が進んでいる施設については、廃止等を検討します。 ○空きスペースのある施設については、民間事業者等を含めた利活用を検討し、利活用が難しい施設については、廃止等を検討します。 ○施設規模が小さく、予防保全型維持管理によるトータルコストの縮減効果が限定的な施設については、事後保全により対応するものとします。

《個別施設方針（便所）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○劣化が進んでいる施設については、廃止等を検討します。 ○施設規模が小さく、予防保全型維持管理によるトータルコストの縮減効果が限定的な施設については、事後保全により対応するものとします。

《個別施設方針（農業施設）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○利用状況等によっては、民間事業者等への譲渡等も検討します。 ○劣化が進んでいる施設については、廃止等を検討します。 ○空きスペースのある施設については、民間事業者等を含めた利活用を検討し、利活用が難しい施設については、廃止等を検討します。

《個別施設方針（防災備蓄倉庫等）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○公的備蓄物品の備蓄拠点については、現在の規模・配置を維持しますが、分散備蓄に必要な施設については、ニーズに合わせて随時見直しを検討します。 ○施設規模が小さく、予防保全型維持管理によるトータルコストの縮減効果が限定的な施設については、事後保全により対応するものとします。

《個別施設方針（駐車場）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○民間活用によるサービスの向上や管理運営の効率化を図ります。 ○利用状況等を踏まえ、適正な規模（台数）を把握し、効率的な活用を検討します。

《個別施設方針（キャンプ場）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○民間活用によるサービスの向上や管理運営の効率化を図ります。 ○利用状況等によっては、民間事業者等への譲渡等も検討します。 ○劣化が進んでいる施設については、廃止等を検討します。 ○空きスペースのある施設については、民間事業者等を含めた利活用を検討し、利活用が難しい施設については、廃止等を検討します。

《個別施設方針（宿泊施設）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○利用状況等を考慮し、施設の機能移転や他自治体の類似施設との統合、廃止等を検討します。

《個別施設方針（その他）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○施設規模が小さく、予防保全型維持管理によるトータルコストの縮減効果が限定的な施設については、事後保全により対応するものとします。 ○利用状況等によっては、民間事業者等への譲渡等も検討します。 ○劣化が進んでいる施設については、廃止等を検討します。 ○空きスペースのある施設については、民間事業者等を含めた利活用を検討し、利活用が難しい施設については、廃止等を検討します。

《個別施設計画》

○田原市その他施設長寿命化計画（令和 3 年 3 月策定）

○田原市社会教育施設等長寿命化計画（令和 3 年 3 月策定）

2　インフラ系施設

（１）道路

《概要》

施設分野	保有施設	
道路	**市道**	4,761 路線、総延長 1,775km
	橋梁	ＰＣ橋：181 橋、ＲＣ橋：389 橋 鋼橋：53 橋、木橋：1 橋
	舗装	コンクリート舗装：総面積　242,528 ㎡ アスファルト舗装：総面積　7,174,179 ㎡
	トンネル	2 本
	歩道橋	3 橋

※太字は、個別施設計画対象施設

《課題》

○高度経済成長期以降に整備されたものが多く、経年変化による道路舗装の損傷・劣化が進行しています。地域住民の要望等を踏まえて維持補修を行っていますが、年々増加する舗装の老朽化の進行に対し、修繕が追いついていない状況です。

○道路法施行規則の一部改正に伴い、道路を構成する施設・工作物・附属物のうち、異常が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障をおよぼすおそれがあるもの（橋梁、トンネル等）については、5 年に 1 回、近接目視による点検が義務化されています。

○架設後 50 年以上経過した橋梁数は全体の約 30%を占め、10 年後には全体の約半数の橋梁が架設後 50 年以上経過することになるため、橋梁の損傷を早期に把握し、修繕を実施する必要があります。

《個別施設方針（道路）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○「道路法施行規則第４条の５の５」に基づき定期的な点検を実施し、長寿命化修繕計画を策定します。
点検・診断等の実施方針	○「総点検実施要領（案）【舗装編】（H25.2）国土交通省」に基づき、健全性の診断を実施します。
維持管理・更新等の実施方針	○1 級市道を対象とした長寿命化修繕計画に基づき、効率的に道路施設の修繕・更新を行います。
長寿命化の実施方針	○重要な幹線（1 級市道）については、安全で円滑な交通の確保を図るため、予防保全による長寿命化を図ります。

《個別施設計画》

○田原市道路舗装長寿命化修繕計画（平成 28 年４月策定）　対象路線：一級市道 29 路線　約 72.8km

《個別施設方針（橋梁・トンネル・歩道橋）》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○「道路法施行規則第４条の５の５」に基づき定期的な点検を実施し、長寿命化修繕計画を策定します。
点検・診断等の実施方針	〈橋梁〉 ○架設年度・構造や立地条件等を十分考慮し、点検計画を立案し、「道路橋定期点検要領（H31.2）国土交通省」に基づき、5 年に 1 回の定期点検を実施します。 〈トンネル〉 ○「道路トンネル定期点検要領（H31.3）国土交通省」に基づき点検を実施します。 〈歩道橋〉 ○「歩道橋定期点検要領（H26.6）国土交通省」に基づき点検を実施します。
維持管理・更新等の実施方針	〈橋梁〉 ○橋梁の保全を図るため、日常的な点検として道路パトロールを実施します。
長寿命化の実施方針	〈橋梁〉 ○従来の事後的な修繕から予防的な修繕等の実施へ移行し、コストがかかる架替えを極力なくすことにより、橋梁の長寿命化を目指します。

《個別施設計画》

○田原市橋梁個別施設維持管理計画（令和 2 年 3 月策定）

○田原市横断歩道橋修繕計画（平成 28 年 11 月策定）

○田原市トンネル個別施設計画（令和 2 年 3 月策定）

（２）河川

《概要》

河川番号	水系名	河川名	延長（m）	指定年月日
17-1	二級河川蜆川	**枯木川**	2,110	S49.7.1
17-2	二級河川蜆川	**長仙寺川**	2,560	S49.7.1
17-3	二級河川汐川	**仁皇川**	2,610	S49.7.1
17-4	二級河川汐川	**弥栄川**	1,190	S49.7.1
17-5	二級河川汐川	**七曲川**	1,030	S49.7.1
17-6	二級河川汐川	**郷原川**	570	S49.7.1
17-7	二級河川汐川	**大水川**	1,780	S49.7.1
17-9	二級河川汐川	**十七谷川**	960	S49.7.1
17-10	二級河川汐川	**武助川**	470	S49.7.1
17-15	二級河川今池川	**西山川**	1,580	S49.7.1
17-16	二級河川今池川	**大野川**	1,090	S49.7.1
17-17	二級河川今池川	**清水川**	340	S49.7.1
17-18	二級河川今池川	**ドンド川**	490	S49.7.1
17-19	二級河川今池川	**甚兵衛川**	480	S49.7.1
17-20	二級河川今池川	**川田川**	780	S49.7.1
1-2	二級河川今池川	**上谷田川**	460	S50.4.1
1-3	二級河川今池川	**五反田川**	300	S50.4.1
35-1	二級河川今池川	**西田川**	310	S50.12.5
35-2	二級河川今池川	**小川**	370	S50.12.5
35-3	二級河川今池川	**石フミ川**	400	S50.12.5
35-4	二級河川今池川	**柳橋川**	230	S50.12.5
17-21	単独水系	**大湯川**	350	S49.7.1
17-22	単独水系	**御山川**	1,530	S49.7.1
17-23	単独水系	**背戸田川**	480	S49.7.1
14-1	単独水系	**ヒロ藻川**	1,900	H1.2.20
201	二級河川汐川	**汐川**	530	S49.4.1
202	二級河川汐川	**大久保川**	1,520	S49.4.1
203	二級河川汐川	**東脇川**	520	S49.4.1
204	二級河川汐川	**早稲田川**	345	S49.4.1
205	二級河川汐川	**西山川**	180	S49.4.1
215	二級河川汐川	**大日川**	285	S49.4.1
206	二級河川池尻川	**二の谷川**	1,495	S59.7.20
207	二級河川池尻川	**溝田川**	1,250	S49.4.1
208	二級河川池尻川	**新笹川**	800	S49.4.1
209	二級河川池尻川	**出口川**	820	S49.4.1
210	二級河川池尻川	**堺川**	2,370	S49.4.1
211	二級河川精進川	**落合川**	290	S49.4.1
216	二級河川精進川	**古江川**	540	S62.3.5
212	単独水系	**庄五郎川**	860	S49.4.1
213	単独水系	**弘法川**	400	S49.4.1
214	単独水系	**大西川**	465	S50.3.1
303	二級河川新堀川	**女郎川**	500	S51.4.1
314	二級河川新堀川	**新堀川**	300	S56.2.10
307	二級河川免々田川	**水神川**	900	S51.4.1
309	二級河川免々田川	**後田川**	750	S51.4.1
311	二級河川天白川	**天白川**	1,150	S51.4.1
301	単独水系	**文録川**	600	S50.3.31
302	単独水系	**紺屋川**	2,500	S51.4.1
304	単独水系	**大川**	330	S51.4.1
305	単独水系	**波治神川**	650	S51.4.1
306	単独水系	**入江川**	780	S51.4.1

河川番号	水系名	河川名	延長（m）	指定年月日
308	単独水系	**江川**	250	S51.4.1
310	単独水系	**新堀川**	1,200	S51.4.1
312	単独水系	**大堀川**	500	S51.4.1
313	単独水系	**おもん川**	650	S51.4.1
315	単独水系	**奥川**	780	S61.2.28
		56 河川	**48,880**	

（出典：河川台帳〔維持管理課〕）

※太字は、個別施設計画対象施設

《課題》

○近年多くなっているゲリラ豪雨や異常気象に対して、氾濫や決壊等が起こらないよう計画的に維持管理・修繕を実施する必要があります。

○総延長が膨大であることから、効率的かつ効果的な点検が必要です。（現在は日常巡視のみ）

○定期点検結果に基づき長寿命化計画を策定する必要があります。

《個別施設方針》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○国の基準（中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領　H27.3）等に基づき適切に点検を実施し、必要に応じて修繕を行い、長寿命化を図ります。

《個別施設計画》

○未策定

（３）海岸

《概要》

区分	**伊川津漁港**	**宇津江漁港**
堤防	総延長　537m	総延長　918m
防砂堤	－	総延長　72m

※太字は、個別施設計画対象施設

《課題》

○築年数が 60 年以上経過している施設もあり、施設の老朽化が進んでいるため、長寿命化計画に基づき、適正に維持管理を実施していく必要があります。

《個別施設方針》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○国の基準（海岸保全施設維持管理マニュアル　R2.6）等に基づき、適切に点検を実施し、長寿命化を図ります。
耐震化の実施方針	○人的被害が発生するおそれがある箇所を優先して、計画的に耐震化を進めます。

《個別施設計画》

○伊川津漁港海岸保全施設長寿命化計画（令和２年８月策定）

○宇津江漁港海岸保全施設長寿命化計画（令和４年３月策定）

（４）港湾（航路、泊地施設は対象外）

《概要》

区分	**泉港**	**馬草港**
臨港道路	総延長　556m	－
防波堤	総延長　764m	総延長　178m
防砂堤	－	総延長　99m
護岸	総延長　248m	－
防潮堤	総延長　230m	－
物揚場	8 施設　総延長　530m	1 施設　総延長　142m
船揚場	3 施設　総延長　85m	－

※太字は、個別施設計画対象施設

《課題》

○築年数が 60 年以上経過している施設もあり、施設の老朽化が進んでいるため、長寿命化計画に基づき、適正に維持管理を実施していく必要があります。

《個別施設方針》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○国の基準（港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン　H27.4）等に基づき、適切に点検を実施し、長寿命化を図ります。
耐震化の実施方針	○人的被害が発生するおそれがある箇所を優先して、計画的に耐震化を進めます。

《個別施設計画》

○地方港湾泉港維持管理計画（平成 25 年 3 月策定）

○地方港湾馬草港維持管理計画（令和４年 3 月策定）

（５）漁港（航路、泊地施設は対象外）

《概要》

区分	**伊川津漁港**	**宇津江漁港**	**姫島漁港**
道路	総延長 1,139m	総延長 333m	総延長 461m
防波堤	総延長 288m	総延長 364m	総延長 542m
護岸	総延長 890m	－	－
導流堤	総延長 145m	－	－
物揚場	4 施設 総延長 333m	2 施設 総延長 100m	1 施設 総延長 779m
船揚場	1 施設 総延長 21m	－	1 施設 総延長 100m
浮桟橋	－	1 基 総延長 20m	5 基 総延長 185m
橋梁	1 橋	1 橋	－

※太字は、個別施設計画対象施設

《課題》

○築年数が 60 年以上経過している施設もあり、施設の老朽化が進んでいるため、長寿命化計画に基づき、適正に維持管理を実施していく必要があります。

《個別施設方針》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○国の基準（水産基盤施設機能保全計画策定の手引き H27.5）等に基づき、適切に点検を行い、長寿命化を図ります。
耐震化の実施方針	○人的被害が発生するおそれがある箇所を優先して、計画的に耐震化を進めます。

《個別施設計画》

○伊川津漁港機能保全計画（平成 28 年 2 月策定）

○宇津江漁港機能保全計画（令和 4 年 3 月策定）

○姫島漁港機能保全計画（令和 2 年 3 月策定）

（６）公園

◆都市公園

種別	名称	公園面積（㎡）
街区公園	新清谷公園	1,908
街区公園	神戸第一公園	2,766
街区公園	汐見公園	2,500
街区公園	赤石１号公園	1,000
街区公園	赤石２号公園	2,200
街区公園	赤石３号公園	6,342
街区公園	赤石４号公園	2,000
街区公園	赤石５号公園	1,001
街区公園	姫見台公園	2,377
街区公園	木綿台公園	1,600
街区公園	吉胡台なかよし公園	2,700
街区公園	大手公園	3,083
街区公園	片西１号公園	3,500
街区公園	片西２号公園	—
街区公園	夕陽が浜東公園	1,717
街区公園	夕陽が浜西公園	2,065
街区公園	西浦公園	14,389
街区公園	築出公園	2,169
街区公園	大久保公園	2,707
街区公園	福江公園	4,139
街区公園	浦片１号公園	1,648
街区公園	浦片２号公園	4,050
街区公園	浦片３号公園	5,662
街区公園	浦片４号公園	5,986
街区公園	つばき公園	6,862
都市緑地	緑が浜緑地	58,290
都市緑地	緑が浜２号緑地	5,739
都市緑地	新大坪緑地	1,114
運動公園	中央公園	78,989
総合公園	滝頭公園	94,000
総合公園	白谷海浜公園	107,700
都市公園	31	**430,203**

（出典：都市公園台帳〔街づくり推進課〕）

◆都市公園以外

《公園》

種別	公園・緑地名称	公園面積（㎡）
史跡公園	池ノ原公園	4,929
史跡公園	吉胡貝塚史跡公園(シェルマ吉胡)	18,728
史跡公園	2	**23,657**
自然公園	黒河湿地	6,454
自然公園	藤七原湿地	5,418
自然公園	2	**11,872**
農業公園	芦ヶ池農業公園(サンテパルク)	110,000
農業公園	1	**110,000**
街区公園	晩田公園	1,175
街区公園	神戸第二公園	1,204
街区公園	蔵王東ヶ丘団地公園	760
街区公園	晩田第二公園	1,558
街区公園	大草団地公園	954

種別	公園・緑地名称	公園面積（㎡）
街区公園	蔵王東ヶ丘１号公園	207
街区公園	蔵王東ヶ丘２号公園	203
街区公園	蔵王東ヶ丘４号公園	1,121
街区公園	蔵王南ヶ丘公園	1,745
街区公園	やぐま台東公園（１号）	1,575
街区公園	やぐま台２号公園	896
街区公園	東滝頭公園	1,103
街区公園	ほると台１号公園	983
街区公園	ほると台２号公園	1,950
街区公園	ほると台３号公園	1,850
街区公園	ほると台４号公園	1,266
街区公園	光崎中央公園	1,002
街区公園	光崎西部公園	2,744
街区公園	光崎東部公園	1,068
街区公園	御殿山公園	983
街区公園	六連(新浜)児童公園	2,021
街区公園	栄泉寺公園	4,116
街区公園	22	**30,484**
運動広場	東部運動公園	13,300
運動広場	神戸運動公園	18,632
運動広場	赤東運動広場	2,300
運動広場	池尻運動広場	2,557
運動広場	越戸運動広場	2,289
運動広場	渥美運動公園	67,873
運動広場	6	**106,951**
農村広場	大久保農村公園	525
農村広場	赤松農村公園	965
農村広場	新美農村公園	1,910
農村広場	波瀬農村広場	3,500
農村広場	保井農村公園	579
農村広場	馬草多目的広場	2,799
農村広場	高松東部農村広場	4,349
農村広場	高松農村広場	3,703
農村広場	若見農村広場	2,590
農村広場	ふれあい水辺広場	2,989
農村公園	村松農村公園	600
農村広場	伊良湖農村広場	2,200
農村広場	堀切運動広場	3,129
農村広場	泉南部農村広場	4,149
農村広場	亀山農村広場	3,081
農村広場	笠山農村広場	4,890
農村広場	御山池親水公園	1,200
農村広場	神戸大池水辺公園	1,100
農村広場	18	**44,258**
その他公園	初立池公園	2,094
その他公園	高木公園	205
その他公園	蔵王山展望台(トリム広場)	7,820
その他公園	辻広場(HOPE 計画事業用地)(じゃじゃ丸広場、東山口辻広場)	201
その他公園	辻広場(公園)公共用地(本町ポケットパーク)	396
その他公園	田原市交通公園	8,142
その他公園	豊島三角公園	150
その他公園	7	**19,008**
公園　計	59	**346,892**

《広場等》

種別	公園・緑地名称	広場等面積（㎡）
自然園地	赤羽根文化の森	443,300
自然園地	衣笠の森	1,020,000
自然園地	権現の森	23,000
自然園地	滝頭自然園地	351,000
自然園地	渥美の森	282,400
自然園地	西ノ浜海浜の森	88,900
自然園地	谷ノ口公園（表浜ほうべの森）	38,900
自然公園	7	**2,247,500**
児童遊園	高松東部児童遊園	614
児童遊園	高松児童遊園	573
児童遊園	越戸児童遊園	516
児童遊園	江比間児童遊園	339
児童遊園	下地児童遊園	531
児童遊園	天神児童遊園	600
児童遊園	6	**3,173**
ちびっこ広場	四番組遊園地	2,000
ちびっこ広場	芦村コミュニティ広場	1,800
ちびっこ広場	野田南遊園地	800
ちびっこ広場	大久保藤尾遊園地	300
ちびっこ広場	緑ヶ丘遊園地	120
ちびっこ広場	八軒家遊園地	700
ちびっこ広場	鎌田遊園地	300
ちびっこ広場	新町遊園地(八幡社)	823
ちびっこ広場	加治コミュニティ広場	1,843
ちびっこ広場	谷ノ口遊園地	1,200
ちびっこ広場	大草志田遊園地	300
ちびっこ広場	希望が丘遊園地	650
ちびっこ広場	神戸市場遊園地	1,000
ちびっこ広場	大久保極楽コミュニティ広場	4,000
ちびっこ広場	加治運動場	5,000
多目的広場	八軒家コミュニティ広場	4,000
ちびっこ広場	南町西部公園	850
ちびっこ広場	志田遊園	1,000
ちびっこ広場	法蔵寺住宅園地	300
多目的広場	六連(新浜)多目的広場	3,104
多目的広場	はなの木広場	7,000
ちびっこ広場	福祉の里広場	947
多目的広場	赤羽根文化広場	38,313
多目的広場	中央広場	1,092
	24	**77,442**
広場等　計	37	**2,328,115**

《緑地》

種別	公園・緑地名称	緑地面積（㎡）
緑地	西浦緑地２	1,653
緑地	吉胡緑地	22,430
緑地	北荒井緑地	6,407
緑地	谷熊台緑地	1,050
緑地	蔵王ポケットパーク	1,085
緑地	蔵王東ヶ丘３号緑地	195
緑地	やぐま台緑地	438
緑地	東滝頭緑地	908
緑地	大草団地緑地	4,867
緑地	西浦緑地	14,470
緑地	ほると台緑地	23,056
緑地	神戸市場小規模緑地	183
緑地	新浜緑地	11,768
緑地	大草小規模緑地(北神住宅緑地)	111
緑地	吉胡蔵王緑地	283
緑地	光崎南部緑地	800
緑地	光崎堤内緑地	1,331
緑地	光崎北東部緑地	2,218
緑地	光崎堤防・堤内緑地	6,776
緑地	片西緑地(１号・２号・３号)	2,708
緑地	西ノ浜道路植栽	15,000
緑地	姫見台緑地	2,152
緑地	吉胡蔵王住宅団地緑地	1,947
緑地	木綿台緑地	1,176
緑地	夕陽が浜緑地	3,328
緑地	蔵王東ヶ丘法面緑地	3,798
緑地	東滝頭住宅法面緑地	7,952
緑地	御殿山緑地	874
緑地	臨海緑地	441,847
緑地	上八軒家緑地	140
緑地	鬼塚緑地	5,856
緑地	蔵王南ヶ丘法面緑地	3,838
緑地　計	32	**590,645**

（出典：街づくり推進課）

《課題》

○公園内の様々な施設・設備の老朽化が進んでいます。

○公園内の建築物や遊具に対する法定点検は実施していますが、公園内のインフラ施設（擁壁、舗装等）に対する定期点検も実施していく必要があります。

○公園施設に関する長寿命化計画を策定し、適正な維持管理を実施していく必要があります。

《個別施設方針》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○施設規模が小さく、予防保全型維持管理によるトータルコストの縮減効果が限定的であり、経済性・効率性から鑑みて、事後保全により対応するほうが効果的な施設については、個別施設計画の対象施設から除きます。

《個別施設計画》

○未策定

（７）上水道

《概要》

施設分野	保有施設	
水道	**管路**	管路延長　696 千 m
	水道施設	浄水場　３か所 受水場　３か所 配水池　９か所

※太字は、個別施設計画対象施設

《水道施設一覧》

中分類	施設名称	有効容量（㎥）	所管課
水道施設	東馬洗浄水場	860	水道課
水道施設	池尻水源井	―	水道課
水道施設	保美水源井	―	水道課
水道施設	六連配水場　※	10,000	水道課
水道施設	赤羽根受水場	72	水道課
水道施設	和地受水場	1,248	水道課
水道施設	蔵王配水池	3,000	水道課
水道施設	加治配水池	2,000	水道課
水道施設	滝頭配水池	750	水道課
水道施設	赤羽根第１配水池	1,200	水道課
水道施設	赤羽根第２配水池	600	水道課
水道施設	小塩津配水池	4,840	水道課
水道施設	泉配水池	1,084	水道課
水道施設	伊良湖配水池	2,198	水道課
	14 施設	**27,852**	

※六連配水場は、受水場と配水池を兼ねているため、概要の合計の施設数とは一致しません。

《課題》

○人口減少や節水機器の普及等の影響による水需要の減少に伴う収入減の傾向が予測されている一方で、多くの施設の老朽化が進み、施設の更新や耐震化に多大な費用が必要となります。

○水道施設は、昭和 40 年代から 50 年代に建設されているものが多く、老朽化が進んでいます。また、管路は、昭和 50 年～55 年に布設されたものが全体の 3 分の 1 を占める状況で、耐震化への対応を含め、大量の更新時期を迎えますが、施設利用率の低下により余剰能力が更に拡大することが予想されています。

○個別施設計画（水道ビジョン）に基づき、適正な維持管理を実施していく必要があります。

《個別施設方針》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○老朽化している管路・施設・設備の現状や人口減少に伴う配水量等を分析し、施設の統合やスリム化について検討します。 ○経営基盤の強化や経営の適正化を図ることを目的とした近隣水道事業体との連携を始め、引き続き広域化を検討します。
維持管理・更新等の実施方針	○適切かつ効率的な水質管理体制、施設管理体制を確保し、安全な水の供給を図ります。 ○効果的な施設整備、適正規模を見極めた施設のダウンサイジングを図ります。 ○漏水調査等の実施により、老朽管の早期発見に努め、計画的かつ他の事業と調整を図りながら更新を行います。

耐震化の実施方針	○大規模地震発生時においても給水が可能となるよう、毎年度 5 億円程度の事業費を投じ、重要給水施設へ配水する基幹管路を中心に耐震化を進めます。
長寿命化の実施方針	○管路・施設・設備を計画的に更新する中で長寿命化を検討します。

《個別施設計画》

○管路更新計画（平成 23 年 3 月策定）

○新田原市水道ビジョン（平成 31 年 4 月策定）

○田原市水道事業基本計画（平成 28 年 3 月策定）

（８）下水道

《概要》

施設分野	保有施設	
下水道	**管路（公共下水道）**	田原地区（汚水管）：総延長 200,987m 田原地区（雨水管）：総延長 10,470m 赤羽根地区：総延長 30,918m 渥美地区：総延長 62,360m
	管路（農業集落排水施設）	田原地区：総延長 155,794m 赤羽根地区：総延長 35,277m 渥美地区：総延長 109,825m
	建物	公共下水道施設：3 か所 農業集落排水施設：21 か所 コミュニティプラント：1 か所 雨水ポンプ場：4 か所 その他：10 か所

※太字は、個別施設計画対象施設

《下水道施設一覧》

中分類	施設名称	R3 末延べ床面積（㎡）	所管課
資源化センター等	田原市衛生センター	1,085.96	下水道課
資源化センター等	し尿等受入施設	569.31	下水道課
下水施設	田原浄化センター	3,295.50	下水道課
下水施設	赤羽根浄化センター	629.00	下水道課
下水施設	渥美浄化センター	1,150.00	下水道課
下水施設	宇津江排水施設	117.27	下水道課
下水施設	泉南部排水施設	178.14	下水道課
下水施設	泉北部排水施設	505.44	下水道課
下水施設	大草排水施設	508.38	下水道課
下水施設	大久保排水施設	484.48	下水道課
下水施設	神戸排水施設	601.82	下水道課
下水施設	小中山排水施設	556.85	下水道課
下水施設	白谷排水施設	25.95	下水道課
下水施設	高松排水施設	308.00	下水道課
下水施設	百々排水施設	387.22	下水道課
下水施設	藤七原排水施設	96.48	下水道課
下水施設	新美排水施設	34.91	下水道課
下水施設	野田排水施設	858.89	下水道課
下水施設	日出排水施設	50.00	下水道課
下水施設	岬中部排水施設	556.79	下水道課
下水施設	向新排水施設	128.04	下水道課
下水施設	六連排水施設	59.84	下水道課
下水施設	谷熊六連排水施設	245.06	下水道課
下水施設	若戸排水施設	519.00	下水道課
下水施設	和地排水施設	193.03	下水道課
下水施設	中山排水施設	483.70	下水道課
下水施設	夕陽が浜汚水処理施設	135.93	下水道課
下水施設	東部ポンプ場	855.22	下水道課
下水施設	中部ポンプ場	358.94	下水道課
下水施設	東大浜ポンプ場	350.00	下水道課
下水施設	天神ポンプ場	21.20	下水道課
下水施設	赤石汚水ポンプ場	53.16	下水道課
下水施設	光崎汚水ポンプ場	53.16	下水道課
下水施設	田原中継ポンプ場	370.00	下水道課

中分類	施設名称	R3 未延べ床面積（㎡）	所管課
下水施設	排水処理センター	1,075.25	下水道課
下水施設	浦排水施設	242.20	下水道課
下水施設	片浜排水施設	46.61	下水道課
下水施設	滝頭汚水処理施設	859.44	下水道課
下水施設	やぐま台汚水処理施設	179.80	下水道課
	39 施設	**18,229.97**	

《課題》

○下水道施設は、管路（公共下水、農業集落排水、雨水）や排水施設、ポンプ場、処理場等の建築物、ポンプ機など多岐に渡っているので、将来的な人口減少等の環境変化に対応する必要があります。

○ストックマネジメント計画が未策定の施設は、早急に計画を策定し、適正な維持管理を実施していく必要があります。

○衛生センターの老朽化対策として、赤羽根浄化センター内に受入施設を整備し、令和４年１月からし尿と浄化槽汚泥の受け入れを開始し、公共下水道と共同処理をしています。

○用途廃止となった施設については、解体を含めた今後の方向性を検討していく必要があります。

《個別施設方針》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○施設の適正化を図るため、統廃合や民間活用等について検討します。
維持管理・更新等の実施方針	○計画的に維持管理・修繕・更新を行うことを基本とし、性能・機能の保持・回復に努めます。 ○農業集落排水施設の更新等については、農業農村整備事業管理計画（愛知県）に基づき実施します。
耐震化の実施方針	○優先順位を明確にした上で耐震化を促進し、地震による災害の防止に努めます。

《個別施設計画》

○田原市下水道ストックマネジメント計画（平成 31 年 3 月策定）

（９）農業用排水機場

《概要》

中分類	施設名称	R3 末延べ床面積（㎡）	所管課
下水施設	**田原第一排水機場**	129.06	農政課
下水施設	**田原第二排水機場**	118.93	農政課
下水施設	**汐川第一排水機場**	76.30	農政課
下水施設	**青尾新田排水機場**	35.00	農政課
下水施設	**渥美第二排水機場**	94.96	農政課
下水施設	**渥美第三排水機場**	107.53	農政課
下水施設	**渥美第四排水機場**	329.70	農政課
下水施設	**渥美第五排水機場**	141.81	農政課
下水施設	**渥美第六排水機場**	219.39	農政課
下水施設	**伊川津排水機場**	190.73	農政課
下水施設	**泉排水機場**	71.54	農政課
下水施設	**一本松下排水機場**	185.08	農政課
下水施設	**向山排水機場**	157.26	農政課
下水施設	**天白排水機場**	138.14	農政課
下水施設	**新小中山排水機場**	214.47	農政課
	15 施設	**2,209.90**	

※太字は、個別施設計画対象施設

《課題》

○農業農村整備事業管理計画（愛知県）に基づき、優先順位を付けて長寿命化（水利施設等保全高度化事業）を進めており、実施時には、愛知県が個別施設計画を策定して実施しています。愛知県と連携して適正に管理を実施していく必要があります。

《個別施設方針》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○施設の適正化を図るため、更新時には統廃合等について検討します。
維持管理・更新等の実施方針	○計画的に維持管理・修繕・更新を行うことを基本とし、性能・機能の保持・回復に努めます。 ○更新については、施設設置後 40 年～50 年経過を目途に、農業農村整備事業管理計画（愛知県）に基づき、愛知県が実施します。
長寿命化の実施方針	【市事業】 ○施設設置後、15 年経過を目途に補修を行い、施設の機能保持に努めます。 【県事業】 ○農業農村整備事業管理計画（愛知県）に基づき、30 年経過を目途に機能診断を実施し、劣化の状況に応じて適切な改修・修繕等を行い、施設・設備の長寿命化を図ります。

《個別施設計画》

○水利施設等保全高度化事業の実施時に愛知県が個別に策定

（10）防火水槽

《概要》

施設分野	施設容量	状態	備考
防火水槽 750 基	40t 以上 726 基（96.8%）	有蓋 602 基（80.3%）	うち耐震済み 326 基
		無蓋 124 基（16.5%）	うち耐震済み 0 基
	40t 未満 24 基（3.2%）	有蓋 10 基（1.3%）	うち耐震済み 0 基
		無蓋 14 基（1.9%）	うち耐震済み 0 基

※太字は、個別施設計画対象施設

《課題》

○市内の防火水槽の大半が 40t 以上となっており、そのうち約 45%の防火水槽で耐震化が完了していますが、残りの防火水槽について耐震化を進める必要があります。

○市民 1 人当たりの設置基数を比較すると、東三河 5 市の中で 2 番目に多くなっています。また、設置後、50 年を経過した防火水槽は全体の約 29%となっており、統廃合を含め防火水槽の適正化を進める必要があります。

《個別施設方針》

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	○耐用年数及び劣化度を把握し、適切な時期に施設の補修・更新を検討します。 ○施設規模が小さく、予防保全型維持管理によるトータルコストの縮減効果が限定的であり、経済性・効率性が見込めないため事後保全で対応します。
維持管理・更新等の実施方針	○50 年経過を目途に調査を行い、更新・統合を検討します。
安全確保の実施方針	○無蓋の防火水槽については、更新の際、有蓋化し安全確保を図ります。
統合や廃止の推進方針	○水利の基準に満たない 40 t 未満の水槽は、地域の承諾を得られ次第廃止を検討し、消火栓等他の水利の状況を考慮しながら統廃合を進めます。

《個別施設計画》

○田原市防火水槽整備事業計画（令和 3 年 3 月策定）

田原市公共施設等総合管理計画
平成 28 年 2 月策定
平成 30 年 12 月改定
令和 4 年 3 月改定
令和 5 年 3 月改定
発行者：田原市企画部企画課
〒441-3492　愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1
TEL：0531-23-3507
FAX：0531-23-0669
E-mail：kikaku@city.tahara.aichi.jp